

資 料
(売 却 後)

平成 3 0 年 6 月

財 務 省

目 次

No.	年 月 日	当 事 者		ページ
1	平成28年7月6日	近畿財務局	森友学園	1
2	平成28年9月2日	近畿財務局	木村真 豊中市議会議員	2
3	平成28年9月8日	近畿財務局	大阪府	4
4	平成28年9月13日	近畿財務局	山本いっとく 豊中市議会議員	6
5	平成28年9月15日	近畿財務局	金融機関	7
6	平成28年9月27日	近畿財務局	森友学園	8
7	平成28年10月17日	近畿財務局	金融機関	10
8	平成28年10月31日	近畿財務局	森友学園	12
9	平成28年10月31日	近畿財務局	森友学園	13
10	平成28年12月19日	近畿財務局	森友学園	16
11	平成29年1月13日	近畿財務局	森友学園	17
12	平成29年1月13日	近畿財務局	森友学園関係者	19
13	平成29年1月30日	理財局	山本いっとく豊中市議会議員	20
14	平成29年2月2日	近畿財務局	森友学園	24
15	平成29年2月6日	近畿財務局	森友学園関係者	25
16	平成29年2月6日	近畿財務局	森友学園	26
17	平成29年2月6日	近畿財務局	森友学園	27
18	平成29年2月8日	近畿財務局	森友学園	29
19	平成29年2月9日	近畿財務局	森友学園	30
20	平成29年2月9日	近畿財務局	森友学園、森友学園関係者	32
21	平成29年2月13日	近畿財務局	森友学園	36
22	平成29年2月13日	近畿財務局	森友学園	40
23	平成29年2月14日	近畿財務局	森友学園	41
24	平成29年2月14日	近畿財務局	法人	43
25	平成29年2月14日	近畿財務局	森友学園	46
26	平成29年2月14日	近畿財務局	森友学園関係者	47
27	平成29年2月14日	近畿財務局	森友学園関係者	47

No.	年 月 日	当 事 者		ページ
28	平成29年2月14日	近畿財務局	森友学園	49
29	平成29年2月14日	近畿財務局	森友学園関係者	49
30	平成29年2月14日	近畿財務局	森友学園関係者	50
31	平成29年2月16日	近畿財務局	森友学園関係者	52
32	平成29年2月17日	近畿財務局	森友学園、 森友学園関係者	54
33	平成29年3月10日	近畿財務局	森友学園関係者	57
34	平成29年3月10日	近畿財務局	大阪府	58
35	平成29年3月11日	近畿財務局	森友学園関係者	59
36	平成29年3月11日	近畿財務局	森友学園関係者	62
37	平成29年3月13日	近畿財務局	森友学園関係者	63
38	平成29年3月15日	近畿財務局	森友学園関係者	65
39	平成29年3月15日	近畿財務局	森友学園関係者	66
40	平成29年3月15日	近畿財務局	森友学園関係者	67
41	平成29年3月16日	近畿財務局	森友学園関係者	68
42	平成29年3月17日	近畿財務局	森友学園関係者	69
43	平成29年3月28日	近畿財務局	森友学園関係者	70
44	平成29年4月3日	近畿財務局	森友学園関係者	72
45	平成29年4月7日	近畿財務局	森友学園関係者	73
46	平成29年4月11日	近畿財務局	森友学園関係者	75
47	平成29年4月14日	近畿財務局	森友学園関係者	76
48	平成29年4月14日	近畿財務局	森友学園関係者	78
49	平成29年4月20日	近畿財務局	森友学園関係者	79
50	平成29年4月21日	近畿財務局	森友学園関係者	80
51	平成29年4月24日	民事再生関係		82
52	平成29年4月26日	民事再生関係		84
53	平成29年5月10日	民事再生関係		86
54	平成29年5月12日	民事再生関係		87
55	平成29年5月24日	民事再生関係		89

No.	年 月 日	当 事 者		ページ
56	平成29年5月24日	民事再生関係		90
57	平成29年6月1日	民事再生関係		93
58	平成29年6月2日	民事再生関係		94
59	平成29年6月9日	民事再生関係		97
60	平成29年6月16日	民事再生関係		99
61	平成29年7月11日	民事再生関係		101
62	平成29年7月11日	民事再生関係		103
63	平成29年7月12日	民事再生関係		105
64	平成29年7月27日	民事再生関係		107
65	平成29年8月21日	民事再生関係		110
66	平成29年11月10日	近畿財務局	管財人	112
67	平成29年11月14日	近畿財務局	管財人	113
68	平成29年11月16日	近畿財務局	管財人	114
69	平成29年11月22日	近畿財務局	管財人	115
70	平成29年11月30日	民事再生関係		117
71	平成29年12月13日	民事再生関係		118

(注1) No.21、No.23及びNo.27は、それぞれNo.22、No.28及びNo.29の要旨のみに圧縮し直す前のもの。

(注2) No.35は、No.36を作成する前段階で、担当者レベルで作成した詳細なものであり、2種類の交渉記録が残っている。

統括官	上	席	管理官	担当者
				

平成 28 年 7 月 6 日
(事 案 終 了 ま で)
統括国有財産管理官(1)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成28年7月6日(水) 10:30~10:40

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括官

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

理事長) 池田さん。1点お願いがある。

契約の時に測量図や境界画定図をいただいていないがもらうことはできないか。

当) 当該地は区画整理区域内に所在する換地であり、通常お考えになられているような境界画定協議書は存在しない。また、測量図に関しても、公図を閲覧いただければ、それがそのまま測量図として利用できる、不動産登記法14条地図として整備されております。

手元にコピーがございますので、写しを郵送にて送付させていただきます。

理事長) おお、そういうことか、了解。お手数をおかけするがよろしく願いしておく。

※別添図面を7月6日付速達にて、郵送手続きを行った。

以上

機密性2情報
職員限り

統括官	上席管理官	担当管理官	担当者
			

2016年9月2日
1年未満(事案終了まで)
統括国有財産管理官(1)

応接記録

○応接日時 平成28年9月2日(金) 13:00 ~ 13:20 (20分)

○応接方法 ☒来訪・☐訪問・☐架電・☐受電・☐打合せ

○先 方 木村 真 豊中市議会議員

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括官、赤木上席官

【概要】

- 本日、木村真豊中市議会議員が、学校法人森友学園(以下「森友学園」と表記)と売買契約を締結(本年6月20日)した豊中市野田町所在の土地(以下「本件土地」と表記)について、[REDACTED]を開示請求したいとして、業務管理課に来局(事前連絡等なし)。当官は業務管理課の要請に基づき面談。

前日(8月31日)、同議員から統括官あてに、売買契約の事実を知ったので[REDACTED]の開示請求を行う、との電話があった。

- 同議員は、本件土地に関してこれまで2回にわたり開示請求を行ってきたことから、今回改めて開示請求を行う際は、[REDACTED]以外に[REDACTED]があるのではないかと疑義から、面談の要請があったものと思料。
- 同市議会議員との面談により、本件土地の[REDACTED]について開示請求書を受理。

○対象財産の所在地等

(1) 所 在 : 豊中市野田町 1501 番

(2) 地目・数量 : 宅 地 ・ 8,770.43 m²

(3) 沿 革 : 昭和 53 年 11 月 15 日

平成 25 年 4 月 30 日

平成 25 年 9 月 2 日

平成 27 年 2 月 10 日

平成 27 年 5 月 29 日

平成 28 年 6 月 20 日

運輸省が売買により取得

大阪航空局から近畿財務局に処分
依頼

学校法人森友学園から取得要望書
提出

国有財産近畿地府審議会に付議

国有財産有償貸付合意書(事業用定
期借地契約)を締結

森友学園と国有財産売買契約締結

【応接の内容】

(先方)

本件土地については、これまで2回開示請求(注)をしたが、今回、[REDACTED]の開示請求を行う際、[REDACTED]以外に[REDACTED]があれば、それらを含めて全体で請求したいので、「請求する行政文書の名称等」欄にどのように書けばよいか。

- ① [REDACTED] (本年5月27日受理、6月24日開示決定通知)
- ② [REDACTED] (7月26日受理、8月22日開示決定)

(当局)

これまで2回の開示請求に基づき、当局が開示した①及び②の[REDACTED]と、今回請求されようとする[REDACTED]以外に、[REDACTED]はない。

(先方)

- 本件土地について、[REDACTED]以外に[REDACTED]がないことは分かった。
- この場で確たる回答はできないであろうが、[REDACTED]は不開示となるのか。国民共有の国有財産を売却した場合、その[REDACTED]は、開示すべきである。契約相手方は学校法人であり、税法上や他にも何らかの優遇を受けているような今回のケースでは、むしろオープンにすべきと考える。[REDACTED]を確認するのは市民感覚からすれば当然のことである。

(当局)

2回の開示請求では、[REDACTED]については、開示することと、開示による契約相手方の事業遂行に与える影響等を考慮し、開示した場合には、契約相手方の正当な利益を害する恐れがあると判断し、不開示とした。

(先方)

本件土地の東側で豊中市が防災公園として整備した土地は約9,400㎡あり、約14億円で売買している。この単価約15万円/㎡を本件土地に当てはめれば、約13億円となる。

この推定金額から、例えば半額程度の破格の値段で売買されていた場合、これまで国が豊中市に本件土地を無償で貸し付けすることはできないと説明してきたことと、矛盾する。

(当局)

ご承知のとおり、本件土地は、大阪航空局が騒音対策のために購入した場外用地であり、その後の利活用に当たっては、地域の地方公共団体と十分に連携して対応してきたと認識している。

(先方)

豊中市と国との間で、話がまとまっていたわけではないと思うが、市は簡単に無償で借りることができると楽観的に考えていた。

既に担当者も変わっており、市の担当者の対応を責めるつもりはないが、豊中市は本件土地を借りて、東側の公園と一体で整備する考えを持っていた。

(以上)

【機密性2情報】
【職員限り】

統括官	上席官	管理官	担当者
			

9
2016年7月8日
1年未満(事案終了まで)
管財部・統括官(1)

応接記録

○日時：平成28年9月8日(木) 10:06～10:15 (約7分)

○応接方法：□来訪 □往訪 ■受電 □架電

○先 方：大阪府教育庁 私学課 ■■■氏

○当 方：統括国有財産管理官(1) 赤木

【概要】

豊中市野田町所在の学校法人森友学園に売払いした土地の売買価格等について、私立学校を所管する大阪府教育庁私学課より照会があった。

応答内容は以下のとおり。

【応答内容】

(先方)

- ① 森友学園が、国と売買契約を締結し、本件土地を取得したことについて、同学園からの報告で承知している。近畿財務局ホームページを確認したところ、同学園との契約金額を公表していないが、その理由を教えてください。
- ② 同学園からの資料により、国との契約金額を見ると、周辺土地の相場からみて、相当程度安いように思うが、その理由について教えてください。

(当局)

①について

本件土地の契約金額を公表することについて、森友学園の同意が得られなかったため、非公表とした。

②について

土地の評価は、不動産鑑定士による鑑定評価を徴し、同評価額について森友学園と合意したものであり、国は契約金額について適正な価格と認識している。

売買契約は、双方の合意に基づくものであり、国が第三者に説明するような性格のものではない。森友学園から説明を聞いていただくのが良いのではないかと。

(先方)

②について

森友学園は、当初平成28年4月開校を予定していたが1年延期し、平成29年4月の開校となった。本件土地から、地下埋設物や土壤汚染が確認されたことは、私学審議会の中でも報告されている。その要因を除いたとしても、相当程度安い価格ではないかと感じた。

森友学園は、土地取得後、学校建設により正常な価格に戻ったとして、本件土地の評価額を正常価格で計上する。正常価格に戻るとする考え方についてはどうか。

③ 今回、国と売買契約するにあたって、審議会に付すことはしないのか。

(当局)

②について

当局が、売買契約により所有権移転した後の土地の評価額についてご意見する立場にない。

森友学園に説明を求めるべき内容ではないか。

③について

当初、売払うことを前提で、10年間の定期借地契約を締結することについて、審議会（平成27年2月）に付して処理しているので、今回の売買契約締結に当たって、審議会に付していない。

(先方)

森友学園は、土地の鑑定評価を取っているようである。

これからも、本件に関して、貴局と情報共有したいと考えているので、よろしくお願いします。

(以上)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成28年9月13日(火) 16:00~16:10

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☒架電・☐受電・☐その他

○相手方 豊中市会議員 山本いっとく 議員(共産)

市議会共産党控室TEL06-6858-2612 携帯

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括官

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)
学校法人森友学園に処分済み。

【応接概要】

9月13日朝、森友学園への処分に関する状況を確認したいとの連絡があり、夕刻、当方より連絡し説明を行ったもの
応接内容は下記のとおり。

- 当) 朝、ご連絡いただいた件について、御説明させていただきたい。
- 相) 豊中市野田町の処理に関し、質問させていただきたい。
まずはH24第119回国有財産近畿地方審議会の議事録を拝見したところ、P12に「学校法人」との記述があるが、これは森友学園のことを指すのか。
- 当) 別法人です。
- 相) 平成24年以降の公募から処分までの流れを確認したい。
- 当) 本件は大阪航空局の所管財産であり、平成25年4月に航空局から処分依頼を受け手続きを開始したものであり、平成25年6月からの3か月間で公的取得要望の募集を行ったもの。その後平成28年6月に売却を行っている。
- 相) H25.6月からの公的取得要望に応じた法人は森友学園以外にもあったのか
- 当) 他の法人からの要望はありませんでした。
- 相) 冒頭質問した別法人とは、おそらくどこか推測は出来るが、法人名は教えてもらえないのか。
- 当) 申し上げることはできない。
- 相) 別法人からの申し出があったということであるが、平成25年6月以前にも公的取得要望を徴したということか。
- 当) 公的取得要望の募集は行っていない。
- 相) では、大阪航空局が個別に話を聞いていたということか。
- 当) 当該財産は大阪航空局所管の財産で、財産管理を行う中で大阪航空局が相談を受けていたものとする。議事録も伊丹空港に関する出資財産の補足説明として状況説明が行われていたもので、相談はあったものの、最終的に申出先からの理由で要望が取り下げせられたものと聞いている。相談段階で処理が終了し、公平性を担保するための公的取得要望を行うまでには至っていないものとする。
- 相) 了解。仮に財務局に処分依頼が行われた場合は改めて公的取得要望を徴するということとなるのか。
- 当) 当時の手続きを正確に把握はしていないが、通常、公的取得要望を行ったうえで適格性の審査を行うものである。
- 相) 了解。

以上

機密性2
職員限り

統括官	上席管理官	担当管理官	担当者
			4

平成28年9月15日
(事案終了まで)
統括国有財産管理官(1)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成28年9月15日(木) 10:20~10:45

○応接方法 ☒来訪・☐訪問・☐架電・☐受電・☐その他

○相手方  氏

○当方 統括国有財産管理官(1) 池田統括官、赤木上席、田口管理官

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地:8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)
学校法人森友学園に処分済み。

【応接概要】

より、森友学園へ融資する際の担保として、国が上記財産について売買契約に基づく買戻権を行使した場合に森友学園が国に対して取得する売買代金に質権を設定したいとの申し出があり、打合せを行ったもの。応接内容は下記のとおり。

質権設定

当) 融資実行の時期はいつ頃か。また融資額はどの程度か。

相) である。融資額はになる。額はで考えている。

相) 「質権設定承認申請書」の承認者名義は国土交通省としてよい。

当) 質権の法的効果としてはどうなのか、その点はで整理頂きたい。今回質権が買戻特約に着目し設定されることを考えると、買戻権者である国土交通省が名義人となることが妥当と考えるが。

当) 「質権設定契約証書」第2条にある「書面」と、第3条①の「あらかじめ借入債務を負う」とは何を示しているか。

相) 確認して連絡をする。

書面は登記簿と質権設定証書

当) 本書面はいつまでに取り交わせればよい。

相) 早いに越したことは無いが、ではを目途としている。

相) 以前池田統括より神戸に本件の類似例があると伺ったが、その事例で融資を行ったのはか。

当) 否。

当) 買戻権が行使された事実をはどのようにして把握するのか。

相) 森友学園側に通知義務がある。

当) 「質権設定承認申請書」の名義が国土交通省とあるが、大臣が押印することは難しいので、大阪航空局長が押印することになると思われる。その点も問題ないか合わせて検討願いたい。

相) 了。

以上

統括官	上席管理官	担当者
池田	森	田

平成 28 年 9 月 27 日
(事 案 終 了 ま で)
統括国有財産管理官(1)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成28年9月27日(火) 10:30~10:40

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括官

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

理事長) 何点が教えていただきたいことがある。

まずは敷地内には、こういったものが設置できるのか。

当) 小学校敷地として用途指定が付されているので、学校の付属施設であれば問題はない。以前、気にされていた学校内に購買部を設置するなどについては特段問題とはならない。コンビニなどの収益施設を設置(転貸)するなどは認められない。

理事長) 今後の話ではあるが、保育所を敷地内に設置することは認められるか。

当) 具体的な整備計画をお持ちなのか。たとえば小学校の開設時期に合わせるとなると、我々の方でも内部手続きがかなり厳しいが、今後の整備時期は。

理事長) まだ、これからの検討課題である。正式なものではないが、地元や豊中市からの要請・要望も聞いており今後検討していきたいと思っている。

当) 手続き的には用途指定の変更手続きとなる、もちろん豊中市の事業認可等必要な手続きを経ることが前提とはなるが、施設概要というか、どの法律に基づく施設なのか、市の認可手続きはどうか、施設の概要は、学校設立認可を出している大阪府の私学審等の意見を徴した上で手続きを進めることとなる。

用途指定変更が絶対に認められないわけではないが、用途指定の変更承認手続きにおいては確認すべき事項がいくつかあるため、早めの相談をお受けしたい。

理事長) 了解。

また、検討段階ではあるので、具体化した段階で改めて相談させていただく。

ちなみに特別養護老人ホームはどうか。

当) 学校法人として特別養護老人ホームの運営が可能なのでしょうか。ご確認いただきたいと思います。

別法人による運営となると用途指定の変更は厳しいと考えます。

また、ベット数にもよりますが、敷地として相当の面積を必要とすると思いますので、学校運営に支障は出ないか等、ご確認いただくことが多いのではないのでしょうか。もちろん当局としては保育事業、特別養護老人ホーム事業を推進する立場にあり、全否定は致しませんが、基本、そのあたりの施策は豊中市において十分な判断をいただいてからの手続きとなります。大阪府の意見も聞くこととなりますのでご承知おきいただければと思います。

いずれにしても、事業運営の中で施策として具体化しようということであればお話しはお伺いしてまいります。

理事長) 了解。豊中市の議会でもいろいろな観点から質問がなされるようである。

主に公明党議員からの質問が多いが、大阪維新や自民党からもいろいろ聞かれるようである。私としては豊中市長と直接話をしながら事業を進めているところであるが、地元の方の意見には耳を傾け、円滑な小学校事業の運営をしていきたいと考え

ている。これからも相談に乗ってもらいたい。
当) 事業を円滑に進めるためにいろいろとお考えになっていることは理解した。
具体的な話になれば早めにご相談いただきたい。
理事長) よろしく願います。

以上

【機密性 2 情報】
【職員限り】

統括官	上席官	管理官	担当者
			休

2016 年 10 月 17 日
1 年未満（事案終了まで）
管財部・統括官(1)

応接記録

○日 時： 平成 28 年 10 月 17 日（月） 10:00 ～ 10:20（20 分）

○応接方法： ☒ 来訪 ☐ 往訪 ☐ 受電 ☐ 架電

○先 方： XXXXXXXXXX 氏

○当 方： 統括官(1) 池田統括官、赤木上席官、田口管理官
大阪航空局空港部補償課 安地補佐、外 1 名

【概要】

- 本年 6 月 20 日、国（当局）は、学校法人森友学園（以下「森友学園」と表記。）との間で豊中市野田町所在土地について買戻特約登記付の売買契約締結。
- 本年 9 月 15 日、XXXXXXXXXX（森友学園に建物建築資金を融資）より、国に対し質権設定承認について事前相談。その後登記名義人である国土交通省（大阪航空局）と調整し、10 月 11 日までXXXXXXXXXXと申請書面の内容等について事前調整済。
- 本日、XXXXXXXXXXが質権設定承認申請書を持参し、大阪航空局担当者同席して申請書を受理し、同局が承認事務を行うこととしていた。
- XXXXXXXXXXは、本今朝、森友学園から本件手続きの延長申出があったとして、本日予定していた申請書は提出しないが、大阪航空局担当者と初面談したいとして来局。

（参考）

本今朝（9 時 15 分頃）、森友学園籠池理事長から直接当局に、XXXXXXXXXXからの質権設定承諾について止めてほしいとの話があったが、XXXXXXXXXXと調整するよう返答。

本日、XXXXXXXXXXとの応答内容は以下のとおり。

【応答内容】

（先方）

- 本今朝、森友学園から、本件質権設定承諾の事務を延長してほしいとの話があった。その理由は、先日（XXXX月XXXX日）XXXXXXXXXXと金銭消費貸借契約を締結した同契約書について、学園側用に同契約書の作成を求められ、契約書が作成されるまでは質権設定の手続きを止めてほしいとの要望のため、XXXXXXXXXXはこれに応じる方向。そのため、本日予定していた質権設定承認申請書の提出は、一旦中断としたい。
- XXXXXXXXXXとしては、今後、森友学園と調整を済ませた上で、XXXXXXXXXXには質権設定承認をお願いしたい。

（注）XXXXXXXXXXの説明によれば、XXXXXXXXXX融資の実務では「差し入れ方式」といって、金銭消費貸借契約書 1 通を作成し、XXXXXXXXXX側で保管しているとのこと。

（当局）

当初、XXXXXXXXXXに融資実行を行う予定と聞いていたが、XXXX月XXXX日となった理由について、差しつかえない範囲で教えてほしい。

(先方)

森友学園と、事務上の調整に時間を要したためである。

○質権設定承諾申請書について

大阪航空局担当者より、現行の申請書様式について、[REDACTED]に対し要望。

(航空局)

現行の申請書様式では、申請者である森友学園と[REDACTED]が押印した箇所の下部欄に航空局長が承諾印を押印するフォームとなっているため、国側に申請書の原本が残らない。申請者押印した書面を2通提出するか、承諾は別紙とするなどの対応ができないか。

(先方)

持ち帰り検討する。

承認事務にどの程度の日数を要するか。

(航空局)

最速で、約1週間程度必要。

○今後の対応について

今後、本件申請手続きについて、[REDACTED]と大阪航空局との間で直接対応を行うことで、関係者間了解済。

(以上)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成28年10月31日(月) 9:05~9:07

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 山原上席

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

理事長) 情報提供しておきたい話があるので、池田統括官に面談したい。

当) 本日午前中のみのお休みとなっているが、午後の時間の約束は現時点ではしかねる。
本日でないと無理か。

理事長) 当方、金融機関との取引を取り消す必要があるような内容なので、本日中に
面談したい。連絡はとれないか。

当) 了解。連絡を取った後、ご連絡させてもらう。

理事長) よろしく願います。

9:10 池田統括官に連絡し、上記内容を報告。
自ら、直接連絡すること。

9:30 山原上席からの連絡を受け、池田より籠池理事長に架電

当) お電話をいただいたようであるが、本日、私事都合により午前中、休暇をいただい
ている。

13:00での面談は困難である。

理事長) 至急、連絡しておきたいことがある。

内容は野田町周辺でビラがまかれており、小学校開校に支障をきたす恐れがあ
るので、情報提供しておきたい。

当) 了解。3時ぐらいなら確実に面談できるが。

理事長) 当方も夕刻予定があり、その時間は無理である。

当) 当方が森友学園に出向くとしたら時間は調整できるか。

理事長) 4時に来ていただければ大丈夫。

当) 了解。では森友学園に4時に伺う。

理事長) 了解。

以上

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成28年10月31日(月) 16:10~16:40

○応接方法 ☐来訪・☒訪問・☐架電・☐受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括、田口管理官

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

相手方) 建設会社より別添のビラが学校建設現場周辺の住宅に撒かれているとの情報提供があったため、貴局にも共有しておく。

当 方) ビラが撒かれたのはいつ頃か。

相手方) [] から建設現場に持ち込まれたのが10/27(木)である。別添とは別に、建設会社に対する風評被害を企図したようなビラも撒かれている(※)。入手したらまた情報提供させてもらう。

(※) 建設会社が現場から出た汚水を周辺に垂れ流している 等

相手方) 別添のビラを撒いている者はご存知か。

当 方) これまで当局に対して開示請求を行ってきた者であり承知している。本来当局では公共団体等との随意契約内容はHPで公表しており、貴法人との契約内容(金額)だけ唯一「一」となっているので、確かに違和感を感じても不思議ではない。ただ、その点については、これまでの貴法人との協議の中で「金額は非公表で」との申し出を受けているのでそのように対応している。開示請求では金額だけではなく土壤汚染に係る記載も非公表としているが、それらの要因は評価で反映させた上での契約金額となっている。そのため今後土壤汚染対策をどこまでやるかは貴法人と環境行政当局との調整になるだろうが、しっかりと対応いただきたい。

相手方) 承知した。

当 方) 金額面については他からも問い合わせはあるが、来年4月の開校に向けてしっかりやってもらう事に尽きる。本契約は用途を指定しており、年に一度使用状況の報告を頂くことになる。時期がくれば田口から連絡をさせていただく。

相手方) 承知した。来年5月には延納分の1千万円の支払い時期が来る。

当 方) 金利も問題もあるので一括で支払われては如何か。

相手方) 承った。検討はする。

当 方) 以前ご相談のあった保育所開設に向けての進捗状況はどうか。

相手方) 事業所内保育に近いイメージを持っている。開設予定地の近隣には[] など大きい事業所があるので、園児の受け入れは、それらの従業員を対象に半分、近隣住民から半分、とのイメージ。豊中市とは協議を始めており、開設の“枠”は一つ用意してもらった。ただし、当面は来年4月の小学校開校に注力し、保育所はH29年度以降になる。

※金融機関との取引に影響があるような様子は窺えなかった。

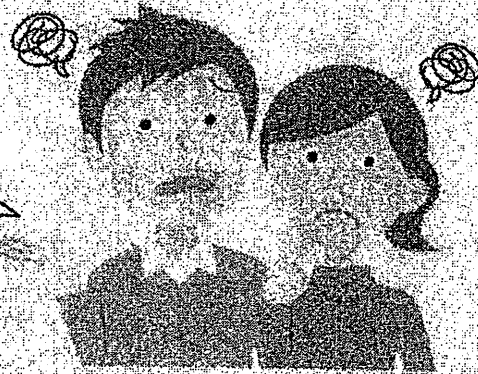
(以上)

豊中市野田町に建設中の私立小学校をめぐって疑惑が浮上

国有地を売却して 金額は非公開！？

売却先の名義校長は
安倍首相の妻・昭恵氏

私たちみんなの
財産なのに、
おかしくない？！

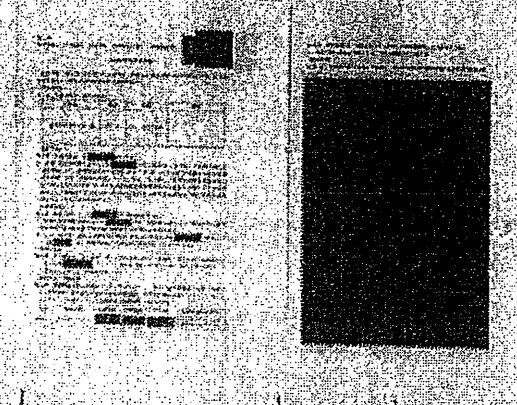


◆13億円相当の貴重な国有地の売却金額が非公開

豊中市野田町で、いま、「瑞穂の国記念小学院」という私立小学校の建設工事が進められています。空港移転跡地だった国有地を、淀川区で幼稚園を運営する学校法人に売却したのですが、なんと、金額が非公開とされています。国有地は市民みんなの財産ですから、売却にあ

たって、金額を公表するのは当然です。現に、ほとんどの売却案件で金額が公表されています。なのに、なぜこの野田町の土地では非公開なのでしょう？ 近畿財務局は「公表すると契約相手に不利益が及ぶ恐れがあるため」と説明しますが、とうてい納得できません。

道を挟んだ向かい側には、豊中市の公園があります。4年前に国から市へ売却された土地なのですが、売却価格は㎡単価15万円でした。私立小学校建設用地は8,770㎡、単純計算すると13億円余となります。それだけの大切な国有地＝市民の財産を売却したのに、金額は非公開なんて！ 近畿財務局は「適正な金額で売却した」と言いますが、金額が非公開では、本当に適正な金額だったのか、誰にも分かりません。



(売買代金)

第2条 売買代金は、金[]円とする。

2 前項に定める売買代金のうち金[]円は、第[]号の条に定める条件として、売買物件に関する平成27年6月23日付合意書（以下「本件買付契約」という。なお、同内証役場にて平成27年第189号事業用定期借地権設定契約作成）を合意解除することに伴い甲が乙に還付する本

行政文書の公開請求で入手した売買契約書。
肝心の売却金額をはじめスミ塗らだけ！

◆ 名誉校長は安倍首相の妻・昭恵氏



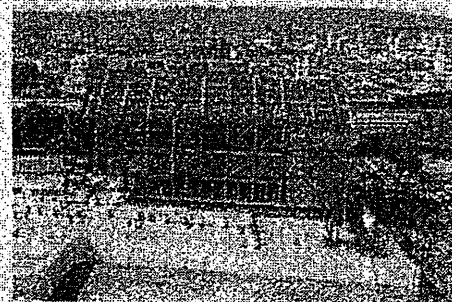
この学校法人が経営する幼稚園に招かれ講演する安倍昭恵氏（瑞穂の国記念小学院ブログより）

実はこの小学校、安倍晋三首相の妻・昭恵氏が名誉校長を務めています。また、法人理事長の籠池泰典氏は、テレビ報道によると、日本最大の右翼団体である「日本会議」の大阪支部代表だとのこと。日本会議は、安倍政権に強い影響力を及ぼしているとして注目を集めている団体です。となると、この豊中市での私立小学校用地の国有地売却で金額が非公開とされているのは、「何かウラがあるのではないか？」と疑いたくなってきます。

◆ 教育勅語を暗唱させる特異な教育

この学校法人が経営する幼稚園では、園児たちに教育勅語を暗唱させ、軍歌を歌わせるという、かなり特異な教育が行われています。教育勅語は、天皇の臣民（家来）として国に尽くして生きるよう説く内容。ゆがんだ愛国主義により無謀な戦争へ突き進み、国を破滅に導いた反省から、戦後間もなく国会で排除・失効が決議されたものです。「朕（ちん）惟（おも）フニ我力皇祖皇宗（こうそこうそう）國ヲ肇（はじ）ムルコト宏遠（こうえん）ニ徳ヲ樹（た）ツルコト深厚（しんこう）ナリ…」という、現代では大人でも意味が分からない文章を、幼児たちに暗唱させるのです。もちろん子どもたちは内容など全く理解できないでしょう。さらには、「大君（天皇）の足元で死のう」（「海ゆかば」）といった軍歌まで歌わせているのですから、驚きです。

この小学校の理事長が大阪支部代表を務めているという「日本会議」は、日本国憲法をはっきりと否定し、憲法改正を目指している団体。このたび豊中市内に開校予定の小学校は、私立ではありますが、学校教育法に基づく小学校であり、塾や習い事とは違います。いくらなんでも、国民主権・基本的人権・平和主義を柱とする現在の憲法を否定し、教育勅語を暗唱させ、軍歌を歌わせるような教育が行われてよいものなのか、強い疑問を感じます。



建設が進む「瑞穂の国記念小学院」（豊中市野田町）

◆ 国有地の売却金額を隠すような不透明なやり方でよいのか？！

国有地＝市民の財産を売却したのに金額は非公開。売却先の学校法人理事長は、安倍政権に強い影響力を持つとされる日本会議の幹部。さらに、その学校の名誉校長は、安倍首相の妻・昭恵氏…。これでは、金額の非公開には何かウラがあるのでは、と疑いたくなるのも当然です。

学校運営は、地域住民をはじめとする市民の理解と協力なしでは成り立ちません。売却金額を隠したりせず、透明でオープンな、市民に開かれた運営を行うべきではないでしょうか。

「瑞穂の国小学院」問題を考える豊中市民の会 【連絡先】 TEL/FAX

木村氏（市会議員）

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成28年12月19日(月) 9:20~9:30

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

相手方) 先日、学園に来てもらった際、説明していた[]の[]周辺で撒かれていたというビラを入手したので、ファクスで情報提供させていただく。

当 方) 了解。

フライデーへの掲載記事を確認しているが取材を受けられたのか。

相手方) 取材を受けた。記事的に問題はないと考えている。

当 方) その他、何か動きがあれば情報提供願いたい。

相手方) フライデー以外にもロイター通信の取材を11月末に受け、12月に掲載されていると思う。

当 方) 了解。記事を確認する。

(以上)

【機密性 2 情報】
【職員限り】

統括官	上席官	管理官	担当者

2017 年 1 月 13 日
1 年未満（事案終了まで）
管財部・統括官(1)

応接記録

○日 時： 平成 29 年 1 月 13 日（金）13:55 ～ 15:05（約 70 分）

○応接方法： ☐ 来訪 ☒ 往訪 ☐ 受電 ☐ 架電

○先 方： 学校法人森友学園 籠池泰典総裁（塚本幼稚園園長）、籠池副園長

○当 方： 統括国有財産管理官（1）池田統括官、赤木上席官

【概要】

平成 28 年 6 月 20 日、豊中市野田町所在の学校法人森友学園（以下「森友学園」）に売
払いした土地の契約金額等について、現在、当局に複数のマスコミから開示請求等が行わ
れていることを踏まえ、当局HP「公共随契による売払結果一覧表」で、本件売買契約の
契約金額を不開示として公表した後の、当局の対応と問題認識について、森友学園籠池理
事長と面談して説明した。

理事長に、改めて当局HP「公共随契による売払結果一覧表」と、本件土地の登記簿謄
本（全部事項証明書（写））を理事長に手交して説明。

理事長、副園長の反応等は以下のとおり。

○対象の土地 豊中市野田町 1501 番地 土地 8,770.43 m²（「本件土地」と表記）
（大阪航空局から処分依頼を受け売買契約手続き等の事務を受任）

【応答内容】

1. 本件土地の売買契約後の現状と問題認識

（当局）

本件事案について、複数のマスコミから情報開示請求等による照会を受けている。マ
スコミの関心は、本件土地の契約金額にあるが、契約締結時に貴法人から契約金額の公
表を控えてほしいとの申出があったことを踏まえて、当局はHPで非公表とし、その後
も照会等に対し、契約金額等を不開示としている。

仮に、契約金額を開示した場合、法人の資産評価や、財務状況等の経営に関する情報
の一端がうかがい知れることとなり、学校法人が事業を営む上での権利、競争上の地位、
その他正当な権利を害するおそれがあると考えている。

（先方）

当局がそのように対応をしていただいていることに、ありがとう。

当方にもたくさん取材が来ている。小学校建設を脅威に思っているところがたくさん
ある。共産党はそう思っている。

（副園長から、国に開示請求しているのは）木村真（豊中市議）やな。

1ヶ月ほど前に、朝日新聞から取材要請があったが応じなかった。

その他、ロイター通信、タイムズ、フランス「ル・モンド」から取材の申し込みがある。

今の安倍政権が行おうとしていることと（当学園が行う小學院の目的等が）つながっていることや、日本の国が強大化していることを危惧していると思う。

なぜ、お金がないのに国有地を買えたのかといった視点から、大阪府庁に情報公開していると聞いている。

（当局）

仮に、売買契約金額を公表した場合には、周辺の土地の相場よりも大きくかけ離れていることが明らかとなり、その結果地下埋設物が存在していた事実から、風評被害に至るおそれがあるので、学園の利益を損なうおそれがあると考えている。

一方で、不動産登記簿に「売買代金」が記載されているので、例えば、これを見た国会議員から「これは本件土地の売買金額ではないのか。」と質問された場合、事実に基づいて「そうです。」と答えざるを得ない。

また、いずれかの時点で、売買代金を開示するタイミングが生じると思っている。

そのため、学園側で風評被害に至らないよう、売買代金について適切な説明が必要と考える。

（先方）

登記簿に売買代金に記載されているのは事実なので、国がそのように答えることは理解する。

しかし、売買代金公表のタイミングは、まず開校が前提。今公表してはだめだ。

本年4月1日に大阪府から小学校設置の認可を得た後、ある程度の期間が経過した時期に公表するのはやむを得ないと思う。

顧問契約している■■■■の■■■弁護士に相談してほしい（その場で、副園長から机上に携帯電話で■■■弁護士にメール送信）。

（当局）

改めて、本件土地の契約金額に影響を与えた問題として整理すると、①土壤汚染が判明した事実と、②地中から大量の産業廃棄物が確認されたという地下埋設物の2つの問題がある。

このうち、②地中から確認されたゴミ等の地下埋設物は埋め戻すことはできないので、廃棄物処理法に従って適法に持ち出し処分する必要があるので、貴法人の責任において適切に処理することが重要。

（先方）

地中から確認された産業廃棄物の処理は、当学園においてしっかり対応する。

しかし、産廃物は外部の一般の人にはわからないことだ。

(注) 副園長から、「外に持ち出して処分できない。」との発言があったが、その後すぐ、籠池理事長から「ちゃんと処理する。」と訂正発言があった。

2. 保育所施設の設置について

籠池理事長から本件土地内に、保育所を新設したいとして概要説明があった。

(先方)

- 既に豊中市に相談しており、小学校敷地の北側の一部敷地に0～2歳児を預かる定員40～50程度の保育所を整備したい。保育所整備のために、中庭部分を減らした。
- 開設時期は、平成29年4月に小学校の建物が建築工事が完成した段階で、平成29年度中を考えている。遅くとも平成30年4月には開園したい。
- 保育所は、社会福祉法人肇國舎（ちょうこくしゃ）が設置し、学校法人森友学園がこの社会福祉法人に貸す（賃貸借契約締結）。
- 豊中市は、本年3月中に事業者募集すると言っているので、開園は10月くらいが目途になる。

(当局)

売払いした本件土地について用途指定を付して契約しているので、小学校以外の用途で利用する場合には、利用計画の承認申請を提出してもらい、内容を審査した上で当局の承認後、保育事業を行っていただく必要があるので、早い時期に申請書類を提出いただきたい。

(先方)

承知した。

(以上)

○当日帰庁後、■■■■弁護士より受電

- 当局から■■■■弁護士に、複数のマスコミから本件土地の売買代金等について照会がある現状について説明。
- ■■■■弁護士は、地下埋設物等の存在を前提として双方合意の上で売買契約を締結しており、小学校開校前の今、何が問題なのかとの認識。
- 当局は、開示請求への対応を従前のとおり進め、その後申請者から当局に開示決定に対する不服審査申立てにより、仮に国は売買代金を開示するのが適当との審査結果に至った場合には、先方弁護士に事情を説明して売買代金を開示する必要があると思料。

機密性 2

2017年1月30日
1年未満（事案終了まで）
理財局国有財産審理室

応 接 記 録（架電）

日 時：平成 29 年 1 月 30 日（月）13:16～36

先 方：豊中市市議 山本いっとく議員（共）

当 方：国有財産審理室 杉田

1/30（月）に豊中市の山本いっとく市議会議員から、「辰巳孝太郎（参・共・大阪）から田村室長の名刺をもらい紹介された。お聞きしたいことがあるので、つないでいただきたい」との受電があったことから、当方から連絡したもの。

先方）辰巳孝太郎議員（参・共・大阪）から田村室長の名刺をもらい紹介していただいたので、連絡した。事案は大阪府豊中市野田に所在する財産についてであり、以下の点について、ご質問したい。（注1）

- ① 本事案は、近畿財務局にて国有財産近畿地方審議会に付議し答申を得た後、学校法人に有償貸付し、その1年後に本地を学校法人に売却しているが、そのような理由を教えて欲しい。
- ② 有償貸付から売却するまでの経緯について、国と学校法人との間で様々な交渉を行っていると思うが、その際のメモについて、開示請求を行うことは可能か。
- ③ 本件のような場合、売却する際に、国有財産近畿地方審議会に改めて付議するのか。
- ④ 本件のような事例は、国有地を処分する場合、一般的に発生するものなのか。
- ⑤ 登記簿に売買代金が記載されているが、これは契約金額なのか。また、登記簿上の買戻特約の欄の売買代金について、学校法人が1回目に既納した額を表しているのか。
- ⑥ 国有財産の公表ルールについて、国として何か定めているものはあるのか。

（注1）相手方は木村市議が開示請求した際の資料（XXXXXXXXXX）及び本地の登記簿謄本を有しているとともに、本事案に関する通達（用途指定通達）も言及。

当方）以下のとおり回答。（注2）

- ① 購入時期が早くなった理由については、相手方の事情であり、国としては不明。
- ② 交渉の経緯のメモについては、近畿財務局に情報公開請求を行っていただき、文書の有無も含めて近畿財務局に御相談いただきたい。
- ③ 本事案は、平成 27 年の国有財産近畿地方審議会にて、売却前提の有償貸付ということで、付議した事案であり、貸付から売却に変更になったことにより、再度、地方審議会に付議する予定はないと聞いている。
- ④ 本事案は、一般的かどうかではなく、一つの処分の方法である。
- ⑤ 本事案の契約金額は、これを公表した場合、通常は公表されない経営情報を公にすることとなるため、情報公開法上の不開示情報に該当しており、その点をご理解いただきたい。なお、ご照会のあった登記簿上の買戻特約の欄の金額は、1 回目に学校法人から既納され

た額ではない。ご照会のあった金額については、権利部（乙区）の欄を御確認いただきたい。

- ⑥ 行政の透明性及び公平性の観点から、国有地の売払結果に関する公表ルールが定められており、公共随意契約により売払財産については、原則、契約金額を公表しているが、その際も、契約金額は情報公開法上の不開示情報に該当することから、相手方からの公表同意を得たのち、公表している。しかしながら、本事案の契約金額については、相手方の公表同意が得られなかったことから、公表をしていない。

（注 2）本事案の現場の窓口としまして、近畿財務局の担当者（近畿財務局管財部 池田第1統括国有財産管理官）及び連絡先（06-6949-6386）を紹介。

以 上

1/2

統括官	上 席	管理官	担当者
池田	森友	吉田	坂井

平成 29 年 2 月 2 日
(平成28年度末まで)
統括国有財産管理官(1)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月2日(木) 15:20~15:30

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地: 8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

相手方) 今日、共同通信から取材申し込みがあった。

記者に取材の主旨を聞いて、取材については断ったが、記者からは財務局に質問しても、理事長がダメだと言っているから何も答えられない、と言っていると聞いたが、そんなこと僕は言ったかなあ。

財務局に共同通信から開示請求の手続きが行われていると聞いたが事実か。

当 方) 複数者から開示請求を受けていることは事実。

また、複数者から照会も受けている。「財務局が何も答えない」「理事長がダメだというから」という点に関しては、そのような説明ぶりはない。

これまでも何度となく確認してきたことだが、当局のスタンスとしては公共随契で売却した情報は契約金額も含め開示することを前提として取り扱っている、しかしながら、開示に当たっては契約当事者の同意のもと開示するものであり、本件に関しては、貴学園の同意が得られなかったことから、非開示としているものである。

よって、開示請求を処理するにあたり、契約金額はなぜ公表しないのかという質問に対し、情報公開法に基づき判断しているところ、本件については、契約相手方である森友学園の同意が得られなかったため非公表としているもの、との回答を行っている。

相手方) まあ、言い方だな。

了解した。

当 方) お電話をお借りして恐縮だが、先ほども申し上げたとおり、当局に対し複数者から開示請求や照会が行われている状況。土壤汚染に関する照会も受けている。この土壤汚染に関しては、豊中市に対し届出を行い、除去したうえで、完了報告も了しているところ、本件までも情報を伏せていくことが、余計な風評を招くことにつながりかねないか懸念される。当局に照会してくる者は大半が豊中市への調査を行っているものと考えられるし、環境行政当局にきちんとした手続きを行っている土壤汚染関係については、対外的に土壤汚染があった事実と、しっかり除去した事実を公表していくべきではないかと考えるがどうか。

相手方) 土壤汚染に関してはきちんと対応しているところであり問題はない。

言う通り、ちゃんとした手続きが行われ問題がないことも公表しないことで噂が拡大する懸念もある。

土壤汚染に関してまでも非公表としてもらう必要はない。

当 方) 了解。

(以上)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月6日(月) 10:00~10:10

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他()

○相手方 ■■■■■ 弁護士

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括官

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地: 8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接内容等】

相) 森友学園籠池理事長から池田さんに連絡するように言われたので連絡した。

当) おそらく先週、理事長に確認した件について、■■■■ 弁護士に確認しておいてほしい
ということではないかと思う。

相) 内容は

当) 現在、当局にマスコミ等各社から情報公開請求や取材申し込みが行われている状況であるが、その中で契約金額については、理事長の意向に沿い、一切の公表を避けているところ。国会での質問において、登記簿記載の金額が売払価格であるか否かを問われた場合については、それが契約金額であると回答することについては先日了解をいただいたところ、問題はないか。

相) その点に関しては問題ないとお答えしている。

当) 次に豊中市に届出を出し、森友学園が土壌改良を行い、完了報告も行っている件に関して、適切な処置が行われたものであり、この点を当局が非公共としない方がいいのではないかと理事長に聞いたところ、理事長からもその点に関しては財務局において公表しても問題はない旨確認したところであるが、■■■■ 弁護士も同様の考えと理解してよいか。

相) 問題はない。

当) 了解。必要以上のコメントは避けるが、土壌汚染があった事実と適切に処理されていることについては承知しているとし、詳細は豊中市において確認されたい旨回答させていただく。

相) それで問題はない。

当) 以上です。

相) 了解。

以 上

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月6日(木) 14:30~14:40

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

相手方) 共同通信の取材の関係で何か財務局に対し動きはあるか。

当 方) 特に動きはないのではないか、週末も新聞記事としては掲載がないと思う。

相手方) ☒弁護士から連絡はあったか。

当 方) 今朝、連絡があり、土壤汚染に関しては、豊中市への届出も了していることから、公表することに問題はない旨確認している。

相手方) 了解。では関係者了解済みということでお願いします。

当 方) 了解。

相手方) ちなみに現在、淀川区の新高というところで、国有地を保育所用地として提供しているとの話を聞いたが間違いはないか。近畿財務局の財産か。

当 方) 当局ホームページ及び大阪市のホームページで確認されたい。

保育所用地での売却を予定している。

相手方) この土地について、土壤汚染などの問題はないのか。

当 方) 現在調査中であるが、一部問題となる点が認められる。

詳細は調査後、明示することとなっている。

相手方) 了解。ホームページで確認する。

なお、我々が取得を検討しているわけではない。

当 方) 了解。

(以上)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月6日(木) 16:00~16:20

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

相手方) 今、朝日新聞の記者2名が突然来て取材を受けたので報告する。

朝日新聞の取材を受けるつもりではなかったが、突然だったので断り切れなかった。

当 方) 記者名は

相手方) 大阪本社社会部の[]記者と豊中支社の[]記者と言っていた。

当 方) 取材内容は

相手方) 国が価格を非公表としている点に関し、国は理事長が開示しないように言っているためと言っているが本当か、との質問があったので、私からは僕自身声が大いからね、国も価格を非公表にせよと強い要請を受けたと思っているのかなあ、程度に答えておいた。

また、木村という豊中の市議員が国を提訴しようと考えているが承知しているか、との質問に対しては、詳細は承知していないが、非常に失礼な奴だ、国を提訴することに関しては不明であるが、小学校の周辺でビラをまいたり、様々な妨害をしていることは承知している。やるなら当事者に仁義を切ってやるべきではないかと答えておいた。

また、国会議員が土地の売買に関し動いてはいないか等のしつもんがあったが、そんなことは一切ない、隣地の土地の売買に関しては官官での取引で、我々の土地の取引は官民の取引、我々は素人で国の指導のもと売買契約を締結させてもらったものであると答えておいた。

当 方) 了解。ただ、一点確認しておきたい。これまでも確認はしてきたことであるが、当局が契約金額を非公表としている原因としては、森友学園の公表不同意にある点をしっかりと認識いただきたい。

相手方) 承知している。まあ、表現の仕方だし、相手方の受け取り方ではないか。

当 方) 了解。

(以上)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成28年6月20日(月) 10:00~11:00

○応接方法 ☒来訪・☐訪問・☐架電・☐受電・☐その他

○相手方 森友学園 籠池理事長、籠池副園長
f ■■■■■■■■■■ 弁護士
大阪航空局 補償課 安地補佐、宮城係長 ほか2名

○当 方 統括国管官(1) 池田統括官、三好上席、清水管理官、濱野事務官

【契約手続きの概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

○売買契約の締結・・・10年間の延納契約、即納金27,870,000円のうち、定期借地契約の合意解除に伴い学園に返還する契約保証金27,300,000円を即納金に充当するため、残額 570,000円を収納。

○貸付料の清算・・・学園が貸付料清算額 897,534円を支払い、清算手続き完了。

○既契約の解除・・・売買契約書特約条項に基づき、締結済の定期借地契約及び貸付契約は合意解除となった。

国と学園が契約書に押印を行い、契約手続きが完了。

当局) 今回の売買契約は当局ホームページにて開示する内容となる。法人名や契約年月日、売買金額について原則的に開示される。

理事長) 金額については非開示としていただきたい。

当局) 了解。

以上

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月8日(水) 16:00~16:20

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

相手方) 今日毎日新聞の[]という記者から電話があり、豊中の市会議員が国に、行政手続の取り消しを求める提訴を行ったようだが、承知しているかとの質問を受けた。

私からは、提訴の内容は承知していないが、豊中の市議は承知している、なぜ彼は直接我々に意見を言わないのか、失礼な奴だ、功名心で学園を巻き込むようなことをされては困る。ビラを配るなど失礼極まりない。私も逆に名誉棄損で訴えることも検討していると言ってやった。また、契約金額についても質問があったが、国が定めた金額で適正に購入しており問題はない、土壤汚染に関しても、きちんと対処していると回答したところである。

更に毎日新聞からは大阪府に[]の開示請求等取材が行われていると、大阪府から情報が入っている。大阪府も悩んでいるようである。

当 方) 了解。

ちなみに大阪府の正式認可はいつ頃行われる予定か。

相手方) 3月20日ぐらいの予定。

当 方) 生徒の確保は。

相手方) ほぼ予定人数に達しており、開校に支障はないと考えている。

当 方) 認可は確実か

相手方) 不認可になる懸念はない。

当 方) 了解。

(以上)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月9日(木) 8:05~8:20

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☒架電・☐受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

- 当 方) おはようございます。朝早くから恐縮です。
今朝の朝日新聞朝刊の記事内容について確認させていただきたい。
記事には「非公表を強く求めている」と書かれているが、取材に対する対応ぶり如何。
- 相手方) ぼくは公表しないで欲しい。個人が住宅を買う場合でも、なんで購入価格を言わなければならないのか、当たり前の話だと伝えた。
また、国有地を買うのは初めてでよくわからなかったとも伝えたと思う。
- 当 方) マスコミに対する対応であり、学校運営にも影響する話であるので、ていねいに対応されているところかと思うが、記者が事実を誤認するような話しぶりは控えていただきたい。
直前まで何度も開示に関し協議してきたところ、理事長は現時点でも、学校開校までは価格の件、地下埋設物の件双方について、強く開示はやめてもらいたいと当方に伝えてきたところである。
仮に学園として金額や地下埋設物の件を公表すると考えるのであれば、国に対してもきっちり手続きを踏んでからご対応いただきたい。
- 相手方) わかっている。開校まで金額や地下埋設物に関し非公表であるというのは、国、顧問弁護士を含めた共通認識である。朝日の記事は事実誤認で嘘八百だ！
- 当 方) また、登記簿記載金額が契約金額だと認めたと記載されているが、事実関係如何。
- 相手方) それも、でまかせの記事だ！取材のときに記者は登記簿を持っていた。
私はそのとき眼鏡の度があっておらず目が見えない状態だった。記者は何か話していたと思うが、金額についてはよく覚えていない、国が算定した価格で購入した。大体そんなものではないか、と答えたと思う。
- 当 方) 記事は完全に誤認記事であるとはいいがたいのではないか。
- 相手方) そんなことはないし、金額、地下埋設物共に開校までの間は公表してもらっては困るし、それに関することを私がしゃべるはずがない。
- 当 方) 当方、今後、朝日新聞を中心に掲載された記事に対する問い合わせを受けることとなる。
森友学園理事長が公表を認めているのではない、なぜ国が公表しない、との問い合わせに、記事は事実誤認であり、森友学園は今も国に対して非開示を求めている。と答えさせていただく。
- 相手方) もちろんだ。それで問題ない。
- 当 方) 朝日新聞の誤認記事に対し、学園として何らかの措置を講る予定か。
- 相手方) 特に考えていない。
- 当 方) 措置を講じることはしないまでも、そのようなことは言っていないと、明確に答えておいていただきたい。

小学校開校が間近で慎重に対応されているところかと思うが、これまでの国との協議内容を覆すような取材回答はくれぐれも避けていただきたいところであるし、仮に方針を転換する必要があるのであれば、まずは財務局に対し、事前協議を行い、手続きを進められたい。

相手方) もちろんそのように考えている。

当 方) 了解。

(以上)

【機密性 2 情報】
【職員限り】

統括官	上席官	管理官	担当者
			2017 年 2 月 9 日 1 年未満 (2016 年度末まで) 管財部・統括官(1)

応接記録

○日 時： 平成 29 年 2 月 9 日 (木) 16:05 ~ 17:05 (60 分)

○応接方法： ☐来訪 ☒往訪 ☐受電 ☐架電

○先 方： 学校法人森友学園 籠池泰典理事長、籠池副園長、■■■■弁護士

○当 方： 統括国有財産管理官 (1) 池田統括官、赤木上席官

【概要】

平成 28 年 6 月 20 日、学校法人森友学園（以下「森友学園」と表記。）に売払いした土地について、契約金額の公表を控えてほしいとの申し出を受け、当局 HP「公共随契による売払結果一覧表」の契約金額欄を非公表（「—」表示）としている。

本日の朝日新聞等報道を受け森友学園を往訪し、籠池理事長、副園長と顧問弁護士同席のもと同法人の考え方を確認。

○対象の土地 豊中市野田町 1501 番地 土地 8,770.43 m²（「本件土地」と表記）
（大阪航空局から処分依頼を受け売買契約手続き等の事務を受任）

【応答内容】

冒頭、当局から本日の朝日新聞等朝刊紙掲載後、当局にマスコミ各社から取材を受けていること、本省では各党の国会議員から説明を求められている現状を説明。

当局に複数者（申請者名は不言）から開示請求を受けていることも説明。

籠池理事長は朝日新聞の記事を見て、取材を受けた内容と全然違う、悪意があると主張。

（当局）

本日の新聞報道等の動きがある中、どこかの時点で開示に切り替えることなどについて、理事長のお考えをお聞きしたく伺った。

当局は、今回の報道等に関係して、マスコミからの取材に対して契約金額を非公表としたのは、森友学園から契約金額の公表を控えてほしいとの申出があったので、契約金額は情報公開法上の不開示情報に該当するため非公表としたと説明している。

本件土地は、①土壤汚染、②地下 3m までの地下埋設物と、③建築工事後に判明した地中 3m 以深の地下埋設物等の個別の事情に起因して、少なくとも開校するまでは、契約金額を公表すれば学園の利益等を害するおそれがあるので非公表とした。

（先方）■■■■弁護士

本件土地の個別事情として、土壤汚染と地下埋設物はちゃんと区別しておかないといけない。これについて、財務局と私はお互い認識共通できていると考えている。

今日、ここまでの記事が報道されて、今後も非公表を続けることが余計変な風評被害

に波及することを考えると、どのタイミングがよいのか。この段階で公表に切り替える方が学園にとって得策ではないかという考えもある。

(先方) 理事長

これまでは学校が開校するまでは非公表とし、開校後に公表することはやむを得ないと考えていた。

気になるのは、今年の国有財産地方審議会がいつ開催されて、本件事案がどう取り上げられるのか。もう一つは、学園を相手に訴訟提起している[]がいて、国を提訴した[]と連動している（つながっている）可能性が高いということ。

また、地下埋設物の件が公表されることで親が子供をこの学校へ通わせたくないと思わないか心配な点が残る。

(当局)

審議会は3月17日を予定しており、本件事案について、委員にどう報告するのか検討する必要があるが、特に学園が審議会で報告するために売払価格の公表・非公表を気にする必要はないと思っている。

(先方) [] 弁護士

定期借地契約を締結した後、建築工事に入って地下埋設物が見つかった。このため小学校建築に適さない土地に見合った賃料に減額する必要が生じたということもあって、国に、借地から買取ることを検討したいので鑑定評価を要請した。土地から生じたいろいろな難点を考慮された価格が算定され、これに合意したという経緯がある。

今回、公表に転じたとしても、学園としては何ら変なことをしているわけではなく、法に従って適切に対応しているので問題はない。

(当局)

当然に公表した場合には、売主と買主が双方の立場で、契約金額についてしっかりと説明する必要がある。

(先方) [] 弁護士

このままマスコミが騒いでいるけれども、早めに公表したほうがいい。既に、朝日の記事では金額が出ているし。

公表後、国は、この売買代金の個別要因が、①土壤汚染なのか、②地下埋設物なのかを区別して丁寧に説明してもらう必要がある。

子どもたちが学校生活をする上で、変なものが埋まっていたと思われては困る。

事実を正確に伝えないと、マスコミの表現は一般の目から誤解を招くおそれがある。

(当局)

公表すれば、当然契約金額の中味を説明する必要が生じ、① 土壤汚染については、

学園側で対策工事を行い、豊中市に届出して対応を終えている。先日理事長にお伝えしたが、マスコミにそのことは説明している。

② 地中3m以深から確認された地下埋設物は、新たに確認された生活ごみなどで、その撤去に要する費用として相当の対策費用が算出され、評価額に反映されているので、当局は①と②を区別して、しっかりと説明する必要があると認識している。

当然のこととして、学園側でも、①土壌汚染と②地下埋設物は適切に処理したことを説明する必要がある。

(先方) ■■■ 弁護士

同意について了解するので、事前に公表した後の動きなどを教えてもらう方がありがたい。

おそらく、提訴した人は、公表に切り替えたことの結果どうこうよりも、マスコミ報道による社会的影響力の方に関心があるのではないか。

(当局)

ご理解いただき感謝。

今後、公表するタイミングを内部で検討した上で、お伝えさせていただきたい。

公表について、今後の開示請求など手続きの透明性を確保しておく方がよいと考えているので、ご理解いただけるのであれば、契約金額の公表に同意する旨の書面をいただきたい。

(先方) ■■■ 弁護士

書面により同意することについて理解する(■■■ 弁護士から理事長に同意書への押印を促す)。

(参考)

■■■ 弁護士が、籠池理事長に以下開校までの予定を確認

- 私学審 3月初旬(7日か8日)建物竣工前
- 建物竣工(引き渡し) 3月15日
- 入学式 4月4日か、5日
- 竣工・開校式 4月7日

(以上)

平成 29 年 2 月 9 日

近畿財務局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

住 所 学校法人 森友学園

氏 名 理事長 龍池 康博

契約金額公表同意書

貴局と平成28年6月20日付ES第28号「国有財産売買契約書」にて売買契約を締結した下記財産について、契約金額を公表することに同意します。

記

所 在 地 : 豊中市野田町1501番

区分・数量 : 土地・8,770.43㎡

契約金額 : 金134,000,000円

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月13日(月) 19:40~20:00

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

本日、森友学園において行った取材対応について確認した。

取材状況は下記のとおり。

【森友学園に対する取材状況】

①8:30 朝日新聞、②9:00 毎日放送、③10:30 読売テレビ、④11:15 朝日放送、
⑤12:00 NHK、⑥13:00 FRIDAY、⑦14:00 共同通信、⑧15:00 関西テレビ、
⑨15:30 集英社、⑩15:45 週刊新潮、⑪16:30 週刊文春、⑫18:30 読売新聞

当 方) 今日の取材対応について、状況を確認させていただきたい。

相手方) しっかりと各社毎に丁寧に対応したつもりだ。ここは踏ん張りどころだけど疲れているので、正確な回答はできないかもしれないがお答えさせていただく。
本日は■■■■弁護士同席で行っている。
最初、学校の運営方針(どういう理念で子供を育てるのか)について聞かれたので、きちんとした子供を育てる、これが重要と認識していると回答した。

当 方) 了解。では、順に内容を教えていただくことでお願いします。
なぜ、国からの公表同意の申し出に対し、同意しなかったのかという質問はあったか。

相手方) ■■■■先生は小学校なので信用第一ですし、まだ何か埋まっている、何かあると誤解されてしまったら困るので、国に非開示をお願いしたものですといったコメントをしていただいていたと思う。

当 方) 了解。では、なぜ開示しようと考えたのかについて聞かれましたか。

相手方) このまま非公表にすると、学校側が国有地を不当に安く取得したと誤解を招きかねないし、地下埋設物があることを学園側が隠べいしようとしたのではといった風評を招く恐れがあると判断し、開示に同意したところだと答えたと思う。

当 方) では地下埋設物は適切に処理しているのか、といった質問はありましたか。

相手方) 地下埋設物に関しては、当初、定期借地をしている間に、地表から3mまでの間についてすべて埋設物を除去し、さらに土壤汚染に関しても土壤改良工事を実施し、豊中市に届け出を出し、指定解除を行い、問題のない土地となっていると回答。

これは定期借地前から判明していた事項であるため、当学園で施工し、工事

代金は国が支払うとの契約であったため、約1億3千万円で対策工事を行い、立て替え金は国から支払っていただいたと答えている。

更に8億円や9億円という地下埋設物除去費用が報道されている件については、建物の建設工事に入り、柱状改良工事（基礎工事）を開始したときに、新たな地下埋設物が地中から巻き上げられ、地表に噴出した。柱状改良は何本もの円柱形の穴を地中10メートルぐらいまで掘るというものだが、それによって地表から3mより深いところに、まだごみがあるということが判明し、国に対策を求めたところ、当初国が予算を確保し、対策工事を行うと言ったが、それでは開校には間に合わないと考え、開校を最優先に考える必要から、地下埋設物の撤去費を考慮した価格が提示されるのであるならば、一気に購入して、当学園の責任で処理する方が、確実に開校できると判断し、売却価格についての評価を依頼したものであると答えている。

更になぜ買うと考えたかについては、国の土地のままでは何をするにしても承認や許可といった手続きに時間を要するため、このままでは開校に間に合わないと考え、購入を検討したところとも回答。

なお、地下埋設物の処理に関しては、柱状改良で地中から噴出したゴミの混入土は当然適切に場外搬出処分を行い、その他法令に従い、適切な対応をしており、児童の健康面に影響を与えることは一切ないと回答した。

当 方）有益費で対策を講じた点についても詳しくご説明なされたということですね。

相手方）そうです。■■■先生からも、地表部分にあった地下埋設物はおそらく阪神淡路大震災で倒壊した建物のガラス片や陶器片、生活ごみが場外搬出処分されずにそのまま埋設されたものと推察されるが、それらのごみは適切に場外搬出処分が行われており、地表3mに関しては新しい土に入れ替えが行われていることから、人体に与える影響はないと正確に回答していただいている。

当 方）地表から3m以深のごみに関して何かコメントされているか。

相手方）■■■先生の方で、あくまで推測ではあるがと前置きしたうえで、本件土地は以前池であり、池を埋め立てる際にごみが投棄されたものではないかと推測できるが、地表に噴出したゴミはすべて除去しているため問題はないと回答していただいている。

本件ごみを廃棄するには相当な経費を要しているとも回答していただいている。

なお、地表から3m以深に存在していた廃棄物に関しては、国も知らなかったようであるので、国に対策を求めたところ、一度は国でやるといったが間に合わないで買い取ることにしたというのは先ほども伝えたとおりである。

当 方）具体的に要した対策費に関しいくらかったかの質問はなかったか。

相手方）1億円ぐらいかなあと言った場合もあるし、2・3億円かかっているかなあと答えた場合もある気がする。ただ、どのマスコミに対しても、対策工事費については、建設工事費の中に含まれているので具体的な金額は不明でありお答えできない。また、当初建物については8階ぐらいの高層建物を予定していたが、開校を優先する関係上、2階建ての建物に設計変更した。それらの設計変更や様々な経費を換算すると相当な経費になるとも回答している。

更に当学園は将来的には建物を高層化する計画を持っているため、現時点ではすべてのごみを除去したとは言いきれないが、将来的には除去する必要があると

考えているとも回答している。

当 方) 契約金額について聞かれましたか。

相手方) 地下埋設物の処理費用がいくらかなど国からも教えてもらってないし、提示された価格であれば購入は可能であり、地下埋設物の撤去に関しても適切に実施ができると考え、契約することとした。

この金額だと問題はないと思った。

金額に関しては国も鑑定評価を行っていることだし、適正な価格だと考えたとも回答している。

当 方) その他に聞かれたことはあるか。

相手方) 決算書等で除去費用を確認させてもらえないかなどの質問があったが、先生から、決算書だけを見られて適切な処理を行っていないなどとバッシングされては困る。それは当学園を攻撃するための質問か、当学園においては、各種法令に従い適切に地下埋設物除去等を実施しており、部外から問題視されるような点は一切ない。特に地表3mの土はすべて入れ替え工事を行っており、小学校を運営するにあたり何ら問題ない土地となっている。とくぎを刺していた。

また、なぜ当初借りようと思ったのかについては、私学審議会での審査基準に負債比率の問題があり、資金繰り上、借り受けなければならない事情があったことを説明している。これに関しても定期借地契約をしていた期間で1億円以上の賃料を払ってきたが、購入することでその経費負担が軽減されることになったと回答している。

更に軟弱地盤の件についても回答している、この土地は昔、池であったため高層の建物を建てようとした場合、30mを超える地層まで何本もの杭を打ち込まなければならない土地であり、その経費は10億円を超える金額になると聞いているとも回答している。

周辺のマンションの建設コストも相当かかっているとも聞いていると。

当 方) 国会議員の関係は聞かれましたか。

相手方) いろいろと聞かれたが、そんなことあるはずがない。国にお願いをしたこともない。日本会議のことなど根も葉もないことをいろいろと聞かれたが何ら関係ないと答えている。

当 方) 最後に朝日新聞社の取材に関して、除去費用の額を1億円と回答してはいないか。

相手方) そんなことは言っていないし、言うはずがない。1億円ぐらいかな～、支払った金額は、ただ、建設費の中に含まれているので詳細は分からない。相当な金額は要していると思うがわからない、と回答していると思う。

当 方) 了解。最後にもう一点だけお伺いしたい。

当局も国会対応等でいろいろと質問を受けているが、地下埋設物除去費用に関して、森友学園に確認せよと言われている。確認させていただくとすると如何か。

相手方) 金額の詳細はこれまでも話しているように建設費に含まれているため詳細は不明であるし、答える義務はないものとする。

当 方) 了解。では、当方も国会対応にて森友学園に確認したが、詳細は不明。回答できない、と確認した旨伝えてよいか。

相手方) 問題はない。

当 方) ありがとうございました。明日の取材予定は。

相手方) 取材は今日で終了している。

当 方) 了解。

(以上)

機密性2
職員限り

平成 29 年 2 月 13日
1年未満(平成28年度末まで)
統括国有財産管理官(1)

応接記録

○応接日時 平成29年2月13日(月) 19:40~20:00

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

本日、森友学園から取材対応状況について報告。以下のとおり。

【森友学園に対する取材状況】

①8:30 朝日新聞、②9:00 毎日放送、③10:30 読売テレビ、④11:15 朝日放送、
⑤12:00 NHK、⑥13:00 FRIDAY、⑦14:00 共同通信、⑧15:00 関西テレビ、
⑨15:30 集英社、⑩15:45 週刊新潮、⑪16:30 週刊文春、⑫18:30 読売新聞

○ 本日 弁護士同席で対応。学校の運営方針(どういう理念で子供を育てるのか)について聞かれたので、きちんとした子供を育てる、これが重要と認識していると回答した。

(以上)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月14日(火) 8:30~8:45

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☒架電・☐受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地: 8,770.43㎡ (大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

当 方) お早うございます。朝早くから恐縮です。今朝の朝日新聞の掲載内容について再度確認させていただきたい。

相手方) どんな内容か。

当 方) 「実際の撤去費相当額について理事長が1億円くらいと話している」と記事になっているが、事実関係を再度確認したい。

相手方) 「一億ぐらいはかかっているかな～、しかし、詳細は不明でわからない」と話していると思う。ましてや、そんな金額では到底足りないと思っている。

当 方) ここは重要な話ですのでもう少し詳しく確認させていただきたい。

相手方) 他のマスコミには昨日2億や3億はかかっている、処分費のみならず、その他の経費(建設工事に含まれて見えない人件費や諸経費)を考慮すると、相当な金額がかかっていると思う。もちろん将来的な対応まで考慮すると8億で足りるかとも思っているくらいだ。

当 方) 了解しました。では、昨日の朝日の記事は事実誤認であると、当局としては理解していいということですね。

相手方) そのとおりでよい。

当 方) また、昨日も申し上げたが、財務省としては今後、国会等での質問も予想され、それに伴う質問が行われると思う。その際、国において森友学園が地下埋設物除去費用として実際に要した費用を確認せよと質問されると思うが、その点に関しては、昨日も確認させていただいたとおり、森友学園としては、詳細な金額はわからないし、具体的な金額も国に報告はできない、ということで回答してよいか。

相手方) そういうことである。

当 方) 本件について、議員レク等に際し、そのように回答して問題ないか。

相手方) 問題ない。

当 方) あわせて朝日新聞に掲載されている「要した経費1億円」の記事についても、森友学園に確認したところ、事実ではなく、詳細は不明で答えられないものの、実際にそのような金額ではできないし、相当な金額を要していると確認している、と回答してよいか。

相手方) 問題ない。

当 方) この点は重要です、記者対応時の答ぶりがもしかすると明確ではなかったかもしれないが、今後の取材に対しては、きちり本件は事実誤認である旨伝えていただく必要があると思うし、不明確な金額はお答えにならない方がいいのではないかと思う。理事長にもおそらくは正確な金額はわからないのではないかと思いますし、他のマスコミに対応されているように、相当な金額がかかっているということが事実であるならばでいいのではないかと思います。

相手方) 了解した。

当 方) 本記事の記載を事実誤認であるとするならば、朝日新聞記者は再取材を申し込んでくると思われるが毅然と対応できるか。

相手方) しっかりと対応する。

当 方) 了解。

(以上)

【機密性2情報】
【職員限り】

統括官	上席官	管理官	担当者

2017年2月14日
1年未満(2016年度末まで)
管財部・統括官(1)

応接記録
(森友学園に売払いした土地に関する照会)

○日 時： 平成29年2月14日(火) 10:15～11:00(当初5分、返答15分)

○応接方法： ☐来訪 ☐往訪 ☒受電 ☒架電

○先 方： (TEL: (代))

○当 方： 統括国有財産管理官(1) 赤木

【概要】

豊中市野田町1501番地 土地 8,770.43㎡(以下「本件土地」と表記。)
平成28年6月20日 学校法人森友学園(以下「森友学園」と表記。)に売払い

- 2月11日(土)、14日(火)の朝日新聞朝刊紙掲載記事の内容に関し、事実関係を確認するため、に電話確認した(先方は対応)。

(確認事項)

- ① 地下埋設物撤去費用(円)など当時の交渉状況について
- ② の取材対応等

【応答内容】

冒頭、本件土地の新聞報道等を受け、財務省における国会対応の現状について説明。
は、当時の担当でなく詳しい状況が分からないので、内容を確認して返答する旨回答(返答は、同日10:47～11時、約15分程度)。

①について

(当局)

朝日新聞に掲載された記事のうち、とあるが、当時大阪航空局を通じてから本地について取得要望をお伺いしていたと認識している。
その中で、撤去費用を約円と見積もっていたとの金額について、確認させていただきたい。

(先方)

内容は記事にあることが全てで、それ以外何もない。

(当局)

当時の担当者の話しによれば、一度地下埋設物等の撤去費用として円程度の見積もりから、施工範囲等を見直し円に見直ししたということを知っている。この金額について当時の経緯が分かれば教えてほしい。

(先方)

■■■■■ 円は初めて聞いた。撤去費の ■■■■■ 円は、土地全面積の撤去を前提にゼネコンから見積書をとって出した数字。改めて確認して返答する。

(2回目、10:47 分先方から受電)

①について

(先方)

当時の資料を確認したところ、

- 土壤汚染対策費用として概算 ■■■■■ 円
- 地下埋設物は、3mの深さまで掘削する方法で土地全面積を行った場合、土壤汚染 ■■■■■ 円、これはゼネコンの見積もりによる。

- A) ■■■■ 部分 (1,500 m² くらいの範囲とその外側 1m 程度)
3m 掘削除去 : ■■■■■ 円
- B) ■■■■ (2,200 m²)
- C) ■■■■ (1,550 m²)
B, C は 0.5m 掘り起し除去 : ■■■■■ 円
- D) その他 (通路等 3,370 m²) 0.3m 掘り起し : ■■■■■ 円

土壤汚染対策費用 (■■■■■ 円) と合わせた A~D の合計は ■■■■■ 円となり、全撤去する方法を ■■■■■ の状況に合わせて、見直している。

(当局)

取材の際、見直した金額は説明しなかったのか。

(先方)

聞かれていないことであり、答えた内容は新聞記事のものがすべて。朝日新聞社にもこれ以上お話しすることはないと伝えている。

(当局)

平成 24 年 7 月に臨時理事会を開き、取得要望を取下げを決定したと聞いていますが、理事会で撤去費用を見直した経緯等を踏まえて取下げの決定をしたのでしょうか。

(先方)

そうだと思う。

②について

(当局)

朝日新聞の取材に誰が対応されたのか。

(先方)

私とその他複数で対応した。面談以外に電話取材もあった。

○説明後、[]から、本件に関して以下の懸念を示す発言があった

(先方)

- 本件は、もう終わった話であり、あまりこの件に関わりたくない、巻き込まれたくないというのが本音。逆に、[]から当局に何か言うようなこともしないので、そっとしておいてほしい。
- 本日お話しした内容は、当時担当でなかった私が当時の記録を読み解いてお話ししたもので、この数字がオフィシャルなものとして独り歩きするのは困る。
- 仮に、今後照会等がある場合は、電話ではなく[]に来てもらい話をしてほしい。

○ []の懸念に対し、当局は

- 突然の電話照会に、丁寧に対応いただいたことに謝意。
- []のご懸念（一切関わりたくないこと、記事にない内容の数字が表に出ること）に対し、十分に注意する。

と返答。

本件回答内容と、[]の懸念等を本省審理室佐藤係長に一報告済。

(以上)

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月14日(火) 11:30~11:45

○応接方法 □来訪・□訪問・■架電・□受電・□その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地: 8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

今朝の朝日新聞の掲載内容である、学園「ごみ撤去、約1億円」について、理事長に事実確認を行ったところ、事実誤認である旨確認しているところであるが、明確に否定しておくことが重要であるため、顧問弁護士である■■■弁護士に連絡を取ろうとしているが、■■■弁護士が移動中であり、連絡が取れない状態が続いているため、森友学園からも■■■弁護士に連絡を入れていただくことを依頼するため架電。

併せて朝日新聞の記事に対する対応についても理事長の見解を確認したもの。

※■■■弁護士は本日終日出張、事務所へ帰るのは明日の午後。

げんざい

当 方) 今朝の朝日新聞の誤掲載に関しての森友学園における対応を協議したいと考えているので■■■先生と連絡を取りたい。■■■をつうじても連絡をお願いしているが、籠池理事長からも連絡をお願いしたい。

相手方) わかった。その件は■■■弁護士にも伝えておいてもらいたいので連絡してみる。

当 方) ところで、今朝いろいろとお話をお伺いしたところであるが、撤去費1億円という記事が独り歩きすることで、森友学園は丸儲けではないか、ひいては何らかの圧力があつたのではないかと、本当に適切に地下埋設処理を行っているのかなどと憶測を呼ぶこととなる。国としてもあまりの階差があることについて金額の妥当性の説明が難しくなるという面はあるが、実際、昨日は合計10社程度の取材を受ける中で、1億円の数字を説明したのは何社程度あるのか。

相手方) 朝日新聞の取材が朝一番であり、唐突に質問されたので回答に苦慮したと記憶している、それ以外は2億から3億程度は少なからずかかっていると思う、詳細は不明であるかと回答している。

当 方) 了解。当局として、今のお話が事実であるならば記事の訂正を新聞社に申し入れていただき、完全に打ち消していただくことが望ましいと考えるが如何か。

相手方) その話は■■■先生にも相談してもらいたい。

当 方) もちろんそのつもりです。

本件は記事を打ち消し風評を避けるという効果はあるが、朝日新聞を敵に回すなどのリスクもあるため、■■■先生の意見を徴しておくべきと考えている。

相手方) 私としては朝日新聞の記事には悪意があると考えている。

とはいうものの朝日新聞とてマスコミであり、我慢しながらもしっかり対応していく必要があると考えている。

しかし、財務局がおっしゃることは理解できる、場合によっては、■■■記者に訂正依頼をすることも考えたい。

当 方) 完全に打ち消すとした場合、マスコミ各社にFAXで朝日新聞の記事について、掲載記事は事実ではないと送付するなどは考えられないか。

相手方) それは■■■先生と相談いただきたい。

当 方) 現在、■■■■先生とは連絡がつかない状態が続いている、■■■■先生と連絡がつけば内容はお知らせさせていただく。

相手方) 了解。

(以上)

12:45~13:00 ■■■■弁護士に当方より架電

当 方) 朝日新聞の学園「ごみ撤去、約1億円」との掲載記事について、取材状況を確認したい。

相手方) 朝一の取材で手元に資料がない中での取材であった。

記者から地下埋設物撤去に関し、実際要した費用を問われたので、マニフェスト等で確実に疎明できる最低限の金額の提示が妥当と判断し、処理費のみで1億ないし2億程度かかっているのではないかと答えている。しかし、その他、矢板やくい打ちなど様々な経費に加え、諸経費もかかるので詳細がわからないため、具体的な金額は不明であると説明している。

当 方) この約1億円が独り歩きしたのでは、森友学園は丸儲けではないか、ひいては何らかの圧力があったのではないか、本当に適切に地下埋設処理を行っているのかなどと憶測を呼ぶこととなる。打ち消しておく必要があると考えるが。

相手方) 私も注意して対応したところであるが、今朝の記事には驚いている。

当 方) 先ほど籠池理事長とも相談させていただいたが、訂正の依頼を行うことを検討したいとおっしゃっているが、様々なリスクも伴うため■■■■弁護士のご判断をいただきたい。

相手方) 私も本記事は訂正を求めておくべきと考えている。

当 方) では、籠池理事長から文書にて記事の修正依頼ないし抗議を行うよう■■■■先生からご指示いただくことは可能か。

相手方) 私の方から電話しておく。

当 方) 了解しました。私からも後ほど理事長に電話しておく。

13:20~13:30 ■■■■弁護士より当方に架電

相手方) 今、私から朝日新聞の■■■■記者に申し入れを行ったところである。

内容は、昨日午前中に取材を受けた件で、今朝の朝刊において記事の冒頭、学園「ごみ撤去、約1億円」と掲載されているが、本件は事実誤認である旨伝えた。

相手との応接は、私から確かに会話の中で1億円や2億円といった金額が出たかもしれないが、この金額はあくまでマニフェスト等で廃棄処理費として確認できる最低限の金額を申し上げただけで、処理費全体をさして申し上げたわけではない。当然処理費にはくい打ちのための費用や矢板の費用、更には経費など様々な費用が必要になるため、1億などで処理が完了するわけではない。全体の処理費は不明であるし、確認もできないと申し上げたものである、記事の修正をお願いしたいと申し上げた。

記者からは、いやあなたは確実に1億円と話されたと言い、言った言わないの話になったので、私からはあなたは記者であるので録音などされていると思う、それを聞くと、そのようなニュアンスにとられる可能性もある、しかし、私の認識としては申し上げたとおりであり、

認識に食い違いがある、記事の修正を求めると伝えたところ、記者からは記事を修正するつもりはないと言われたため、最後に、ならば、たった今記事の修正を求めたことを認識し、今後の取材を行うよう伝えた。

更には、今後今伝えた認識に基づき取材活動を行わなければ、当方も対策を検討すると伝えている。

当 方) 了解しました。

では、現時点では、森友学園から文書による通告は行わないということですか。

相手方) 私の方から、口頭ではあるが、記事は誤認であることを明確に伝え、更には、本日現在で修正の依頼もしていると考えていただければよい。

当 方) 了解。何かあればご連絡させていただくこともあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

なお、当局においても、今の■■■■弁護士からのお話に基づき、朝日新聞への掲載に関しては、森友学園の顧問弁護士から正式に、事実誤認の記事であるとのことを確認したとして対外的な対応を行っていく

相手方) 問題ない。

以 上

機密性2
職員限り

平成 29 年 2 月 14日
1年未満（平成28年度末まで）
統括国有財産管理官（1）

応接記録

○応接日時 平成29年2月14日（火） 8:30～8:45

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☒架電・☐受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官（1）池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡（大阪航空局処分依頼財産）

【応接概要】

当 方）今朝の朝日新聞の掲載内容について、「実際の撤去費相当額について、理事長が1億円くらいと話している」との事実関係を確認。

相手方）「一億ぐらいはかかっているかな～、しかし、詳細は不明でわからない」と話していると思う。そんな金額では到底足りないと思っている。
将来的な対応まで考慮すると8億で足りるかとも思っているくらいだ。

当 方）朝日の記事は事実誤認であると理解してよろしいですか。

相手方）そのとおりでよい。

○同日、13:20～13:30 ■■■弁護士より受電

相手方）今、私から朝日新聞の■■■記者に申し入れを行った。

内容は、昨日午前中に取材を受けた件で、今朝の朝刊において記事の冒頭、学園「ごみ撤去、約1億円」と掲載されているが、本件は事実誤認である旨伝えた。

（以上）

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月14日(火) 17:00~17:10
○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他()
○相手方 ■■■■■ 弁護士
○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括官

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地:8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接内容等】

本日予定している民進党に対するレク時、朝日新聞の掲載内容に関し問われた場合の回答ぶりについて、次ページの対応で問題ないか、森友学園の顧問弁護士である■■■弁護士に内容確認を行ったもの。

当) 本日、議員レクにおいて、議員から、朝日新聞朝刊掲載の「ゴミ撤去、約一億円」の見出し記事に対する事実確認が行われた場合、次のような(次ページの回答振りを読み上げ説明)説明を予定しているが、問題ないか。

相) 問題ない。

なお、相手記者にそのように伝えたところ、記者からは森友学園の顧問弁護士から内容修正の申し出があったことを理由として修正してもよいか、との質問があったので、当方も相手の立場も考慮し、やむを得ないと回答している。

ただし、修正記事が掲載されるか否かは定かではない。

当) 了解しました。ありがとうございます。

以上

森本学園の顧問弁護士への内容確認

- 「ゴミ撤去、約1億円」との見出しの本日の朝日新聞の記事について、朝日新聞の取材に同席していた森本学園の顧問弁護士に、事実関係を確認した。
- 森本学園の顧問弁護士からは、この記事は事実誤認であり、朝日新聞の記者に対して、口頭で、事実誤認である旨明確に伝えるとともに、記事の修正も依頼している、と聞いている。
- 森本学園の顧問弁護士からは、具体的には、
 - ・ 会話の中で出た1億、2億といった金額は、マニフェスト等で確認できる処理費を言ったものである。
 - ・ 地下埋設物の撤去については、掘削や埋戻しの費用、その他経費など様々な費用が必要となる。
 - ・ 全体の処理費用は不明で、確認もできない。との意味で発言したものと再度伝え、記者とは認識に食い違いがあり、記事の修正を求めた、と聞いている。

豊中小学校事案に係る応接記録

○応接日時 平成29年2月16日(火) 15:00~15:10
○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☒架電・☐受電・☐その他()
○相手方 [REDACTED] 弁護士
○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括官

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地:8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接内容等】

本日予定している民進党に対するレク時、地下埋設物の処理費用について森友学園の認識を説明するため、代理人である[REDACTED]弁護士に、その考え方を確認したもの。

当) 本日、議員レクにおいて、財務局は森友学園に地下埋設物の処理費用は確認しないのか、と問われた場合、その対応として森友学園の考え方について改めて確認させていただきたい。

(別添の内容を読み上げる。)

相) その内容で問題ない。

当) この内容で議員説明を行うが問題ないか。

相) 問題ない。

当) できれば本日ご相談させていただいた件も含め、一度面談させていただきたいと考えておりますが、お時間はございますでしょうか。

相) 本日は出張中であり、面談はできない。明日の4時30分であれば事務所にて面談可能。

当) 了解。明日お伺いさせていただく。

相) 了

以上

○年○月○日

地下埋設物の処理費用について

学校法人森友学園

顧問弁護士 ●● ●●

平成28年3月に新たに発見された地下埋設物については、小学校の建設に必要な処理を適切に実施済である。

地下埋設物の処理に際しては、掘削、埋戻し、運搬、処分等の様々な経費を相当程度要しているが、建設工事費との明確な区分が困難であるため、地下埋設物の処理費のみを取り出してお示しすることはできない。

【機密性 2 情報】
【職員限り】

統括官	上席官	管理官	担当者

2017 年 2 月 17 日
1 年未満（事案終了まで）
管財部・統括官(1)

応接記録
(森友学園事案)

○日 時： 平成 29 年 2 月 17 日（金） 17：45 ～ 18：45（60 分）
○応接方法： ☐来訪 ☒往訪 ☐受電 ☐架電（☐往訪）
○先 方： 学校法人森友学園 籠池理事長、籠池副園長、☐弁護士
○当 方： 統括国有財産管理官（1）池田統括官、赤木上席官

【概要】

- 昨日（2 月 16 日）、本省が継続して対応している民進党国対ヒアリングの状況等を踏まえ、森友学園の代理人 ☐ 弁護士に、地下埋設物の処理費用について、別添書面の内容を読み上げ、内容に問題ないことを確認した。
- 本日、☐ を往訪し、☐ 弁護士同席のもと、改めて地下埋設物の処理費用について理事長、☐ 弁護士の認識を確認した。
- 籠池理事長に「地下埋設物の処理費用について」（別添）を手交し、丁寧に読み上げて内容について再確認。

今、本件が国会で大きく取り上げられている状況下、書面による確認を要請するも、本日籠池理事長から書面の徴求はできなかった。

籠池理事長、☐ 弁護士の発言内容は以下のとおり。

【応答内容】

1. 地下埋設物撤去等に関する認識

(☐ 弁護士)

- 新たに判明した地下埋設物の撤去は、一貫して一部撤去という考え。
全部撤去したら開校までの時間もない。
- 現時点では、撤去に要した金額を具体的に示すことは考えていない。マスコミからの電話取材に、（撤去費用の）見積りを取っているのかと聞かれ、取っていないと返答した。
- 双方のリスクを前提に売買契約を締結したもので、当方は国が算定した 8 億円の除去費用は、全額要していない。
- 今後の世論の動向にも寄るが、現時点で、地下埋設物の処理に要した費用を算定することはできないとの認識。

2. 書面により確認することについて

理事長に書面を手交して、丁寧に文面を読み上げて内容を確認した。

(■■■■弁護士)

- 「様々な経費を相当程度要しているが、」と、「建設工事費との明確な区分が困難である」の間に、「現時点において」との文言を挿入すれば、内容に問題はない。
- 文書を残すことのメリットはあるが、反面、内容に全責任を負うことになる。

(籠池理事長)

- 浪速流で行きましょう。口頭にしたい。

3. 報道等を踏まえた現状認識

(■■■■弁護士)

- 今、最も懸念していることは、私学審。事実誤認報道などに乗って、私学審の認可が得られないようなことにならないよう、対応や振る舞いには最新の注意が必要。

4. その他

(籠池理事長、副園長)

明日2月19日(土)の産経新聞(朝刊)に大きく記事が掲載される予定。追い風となるような記事を期待している。

(以上)

○年○月○日

地下埋設物の処理費用について

学校法人森友学園

顧問弁護士 ●● ●●

平成28年3月に新たに発見された地下埋設物については、小学校の建設に必要な処理を適切に実施済である。

地下埋設物の処理に際しては、掘削、埋戻し、運搬、処分等の様々な経費を相当程度要しているが、建設工事費との明確な区分が困難であるため、地下埋設物の処理費のみを取り出してお示しすることはできない。

【機密性2情報】

【職員限り】

2017年3月10日

1年未満（平成28年度末まで）

管財部・統括官(1)

応接記録

○日 時： 平成29年3月10日（金）15:30～15:35

○応接方法： ☐来訪 ☐往訪 ☐受電 ☒架電

○先 方： ████████ 弁護士（森友学園代理人）

○当 方： 統括国有財産管理官 池田統括

【概要】

本日、森友学園の小学校設置認可申請取り下げとの情報に接し、代理人である██████弁護士に事実関係を確認したもの。

応接概要は、下記のとおり。

【応答内容】

当方）本日、森友学園が小学校設置認可申請を取り下げたと聞いたが事実関係如何。

██████（弁護士）昨日、理事長と相談の上で判断し、今朝、取下げ書を提出した。

今は会見準備等があるので電話を切らせていただく。

当方）了解。

応接記録
(森友学園に売払いした土地に関する照会)

○日 時： 平成 29 年 3 月 10 日 (金) 16:25
○応接方法： ☐来訪 ☐往訪 ☐受電 ☒架電
○先 方： 大阪府教育庁私学課 小中学校振興グループ [REDACTED]
○当 方： 統括国有財産管理官 (1) 赤木

【概要】

豊中市野田町 1501 番地 土地 8,770.43 m² (以下「本件土地」と表記。大阪航空局から処分依頼を受け売買契約手続き等の事務を受任)

平成 28 年 6 月 20 日 学校法人森友学園 (以下「学校法人」と表記) に売払い

本日の報道について、大阪府に事実関係を聴取した。

(先方)

- 報道について
事実である。本日 14 時、代理人 [REDACTED] 弁護士が理事長名の (小学校認可申請を) 取り下げる内容の文書提出があった。その際、今後の設置認可等について話はなかった
- 私学審議会
次回 3 月 23 日 (木) に開催する予定の定例の私学審で報告することになる。
(16 日の開催について聞いたところ) 検討はしていたが、その日に開催することを確認していない。

(当局) 承知した。

(以上)

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 代理人 ■■■弁護士
連絡方法	来所・電話・文書・往訪
連絡日時	平成29年3月11日(土) 9:50~11:00
連絡応答者	管財部 小西次長 訟務課 國富課長 佐藤訟務官外
件名	学校法人森友学園代理人との打ち合わせについて

〔9階管財部会議室で応対〕

(相手方)

園の貸借対照表があるが、小学校の認可申請をする際には、負債比率が3割まででないといけない（全総資産の3割しか負債を背負えない）ということになっている。

建物の任意売却の方向で時間をいただきたい。

理事長がユーチューブで動画を公開したが、

副園長が（大阪府の担当職員の）写真を撮るので大阪府の現地調査が中止になったというが、

建物はまだ建築確認申請を経ていない。

建物について完了検査を受けるまで待ってもらえば、売却先を探す。

(当方)

当局の対応についての対応をお示しすると、契約上の権利を行使することを予定している。契約書23条違反で、26条の買戻特約か32条の契約解除となる。それに伴い、34条により原状回復を求めることになる。(契約上の権利の)行使を予定していることを(文書で)送付させていただければと考えている。明日の午前中には[REDACTED]弁護士に送り、その後内容証明で送る予定である。

違約金の徴収にしても、買戻、解除、原状回復にしても、いずれにしても3月31日が債務不履行の期限であると認識している。

(相手方)

[REDACTED]

契約書第34条の原状回復の規定で、「甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。」との規定を適用し、建物の第三者への売却の検討をさせてもらえないかとお願いしたい。あるいは、同条項で原状回復して返還する期日は「甲の指定する期日まで」とあるので、これを適用してある程度、調整する猶予をもらえないかと考えている。そもそも、当該建物は建設途上にあり、現在の所有権が学校法人にあるのか施工業者である[REDACTED]にあるのかが明確ではなく、その点の整理のためにもある程度の期間をいただくことが必要である。ただ、その期間も半年とかいうつもりはなく、幼稚園の廃園の可能性もあることから、学校として活用したいとする学校法人がいかなど早急に調整したいと考えている。

[REDACTED] 内容証明文書は、[REDACTED]

[REDACTED] 当方の弁護士事務所に送付して欲しい。

(当方)

転売を認めてくれというのは困難である。建物を第三者に転売というが、それには国有地の売却が前提になる。そのような要望に応じることはできない。まして、認可権者との調整も全くない状況である。

いずれにせよ、明日午前中までに、内容証明文書案を送付し、明日中には事務所に発送させていただくこととなる。なお、今後の近畿財務局の連絡先は國富訟務課長となる。

(相手方)

建物は、あとちょっととクリーニングが残っているだけであり、3月15日に完成という状況である。4、5日の作業で完成する状態である。産業廃棄物は、2者が決まっている。

(当方)

理事長が退任するということだが。

(相手方)

理事長退任はするが、いつ退任するかは未だ決まっていない。

2017年3月11日

1年未満・事業終了まで (2019.3.31.)

管財部訟務課

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 代理人 ■■■ 弁護士
連 絡 方 法	受 電・ <u>来 所</u> ・文 書・往 訪
連 絡 日 時	平成 29 年 3 月 11 日 (土) 9:50~11:00
連 絡 応 答 者	管財部 小西次長、 訟務課 國富課長、佐藤訟務官 外
件 名	学校法人森友学園代理人との打ち合わせについて

【応接内容】
(当方)
国の対応を以下のとおり伝達。
(伝達内容)
認可申請取り下げにより、平成 28 年 6 月 20 日締結の国有財産売買契約書に基づき、指定用途に供されないことから、国として違約金の請求、買戻し又は契約解除の権利行使、それに伴う原状回復を求めることとなる。明日中に内容証明で通告することとなる。

(先方)
○ 土地の名義を国に戻すこと、違約金を払うことはやむを得ないと考えている。ただ、契約書第 34 条の原状回復の規定で、「甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。」との規定を適用し、建物の第三者への売却の検討をさせてもらえないかをお願いしたい。あるいは、同条項で原状回復して返還する期日は「甲の指定する期日まで」とあるので、これを適用してある程度、調整する猶予をもらえないかと考えている。そもそも、当該建物は建設途上にあり、現在の所有権が学校法人にあるのか施工業者である■■■にあるのかが明確ではなくその点の整理や、また産廃の処理の対応のためにもある程度の期間をいただくことが必要。その期間も半年とかいうつもりもなく、幼稚園の廃園の可能性もあることから、学校として活用したいとする学校法人がいないかなど早急に調整したいと考えている。
○ 内容証明文書は、当方弁護士事務所に送付してほしい。

(当方)
○ 建物を第三者に転売というが、それには国有地の売却が前提になる。そのような要望は到底応じることはできない。まして、認可権者との調整も全くない状況。
○ 今後の近畿財務局の連絡先は、訟務課長となる。

(先方)
了解。

以 上

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	[REDACTED]
連 絡 方 法	来 所・電 話・文 書・往 訪
連 絡 日 時	平成29年3月13日(月) 14:00~14:40
連 絡 応 答 者	國富訟務課長, 佐藤訟務官, 春名統括法務監査官, 島田法務監査官
件 名	[REDACTED]からの申し入れについて
3月13日午前, 相手方から14時に訪問するとの申し入れがあり対応したもの。 〔4階第6共用会議室で対応〕 【応接内容】 (当方) [REDACTED]はICレコーダーで会話を録音されているが, これでは当方はお話を聞くことができません。 ([REDACTED]) 議事録を作成するため, 録音しようとした。ICレコーダーのスイッチは切りました。 ([REDACTED]) [REDACTED] ([REDACTED]) [REDACTED] (当方) [REDACTED] ([REDACTED]) [REDACTED]	

[REDACTED]

(当方)

国としては、土地の返還を求める契約書上の権利を行使していくことになります。

([REDACTED])

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(当方)

[REDACTED]
[REDACTED]

([REDACTED])

[REDACTED]

([REDACTED])

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(当方)

[REDACTED]

([REDACTED])

[REDACTED]

以 上

【職員限り】

管財部訟務課

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	■■■■弁護士
連絡方法	☎受電・来所・文書・往訪
連絡日時	平成29年3月15日(水) 19:55~20:00
連絡応答者	國富訟務課長
件名	■■■■弁護士の代理人の辞任について
【応接内容】 (先方) 本日、司法記者クラブにおいて、森友学園の代理人を自ら辞任したことを発表した。 辞任理由等は守秘義務があるので発表していない。 後任の代理人は、理事長が探しているところ。 代理人が選任するまでは、理事長が全て自ら対応する予定と聞いている。 (当方) お話の内容については、お聞きしました。 以 上	

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	■■■■■■■■■■ ■■■ 弁護士
連 絡 方 法	架 電・来 所・文 書・往 訪
連 絡 日 時	平成29年3月15日（水） 22:10～22:15
連 絡 応 答 者	國富訟務課長
件 名	■■■■ 弁護士の代理人の辞任について

【応接内容】
以下のとおり応接した。

（当方）
マスコミには代理人を辞任したことを発表したのですか。

（先方）
先程、司法記者クラブで発表しました。
ただし、辞任の理由等は守秘義務があるので、発表していません。
発表内容はマスコミの記事を読んでいただければわかります。

（当方）
仮にマスコミから、■■■■ 弁護士が代理人を辞任したことを知っているかと聞かれた場合、知っているとは回答して問題はないですか。

（先方）
財務局には私から連絡したことなので、知っているとは回答して問題はありません。

（当方）
■■■■ 先生の後任が決まった段階で、当局への情報提供は可能ですか。
携帯電話の番号を変更されますか。当局から適宜連絡してもよいですか。

（先方）
法的に問題がない限り、情報提供します。携帯電話の番号も変更する場合がありますので、事務所に電話してください。

（補足）
司法記者クラブ：大阪高裁内

以 上

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	■■■■■ 弁護士
連絡方法	架電・来所・文書・往訪
連絡日時	平成29年3月15日(水) 22:45
連絡応答者	國富訟務課長
件名	3月17日の来訪者について
【応接内容】 以下のとおり応接した。 (当方) 先程のお話では、後任の代理人が選任されるまでは、理事長が対応するとのことでしたが、お約束していた3月17日(金)には、理事長が来られるのでしょうか。 (先方) 私が辞任前までは、私と理事長の二名で伺う予定でしたが、私が辞任の意向を伝えた後、理事長と話をしていませんので明言はできませんが、代理人の付き添いがなければ、理事長一人では財務局には行かないと思います。 確実な話ができなくて、申し訳ない。 以　上	

連 絡 記 録 票

以 上

連 絡 記 録 要

相手方の所属氏名	■■■■ 弁護士
連絡方法	受電・来所・文書・往訪
連絡日時	平成29年3月17日(金) 11:35~11:40
連絡応答者	國富訟務課長
件名	■■■■ 弁護士との応答について

【応接内容】

(先方)

先程、籠池理事長から電話があり、何点か話をしている中で、本日、財務局に出向くか聞いたところ、財務局に出向くことはないとの回答があったのでお知らせします。

(当方)

ご連絡ありがとうございます。

(先方)

理事長は電話で、「佐川局長から姿を隠すよういわれたと話したが、あれはワシの記憶違いかもしれん。君には迷惑をかけたな。君が代理人を辞任したのは、やっぱり痛いなあ。」といていた。

理事長には、証人喚問でうそをついた場合には偽証罪に問われる可能性があるので、早期に信頼できる弁護士と契約するよう伝えた。

以 上

2017年3月28日
1年未満・事案終了まで
管財部訟務課

[illegible]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(当方)

当方としては当初からお話しさせていただいているとおり、森友学園に対しては、原則、
原状回復を求めていくこととなる。本日はお話しとして聞き留めておく。

(基本的な国の方針を示しただけである)

以 上

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 代理人 ■■■■■ 弁護士
連 絡 方 法	受 電・架 電・文 書・往 訪
連 絡 日 時	平成29年4月3日(月) 17:30~17:35
連 絡 応 答 者	國富訟務課長
件 名	所有権移転登記に係る協力依頼

学校法人へ架電したが電話に出る者がいないため、籠池氏の携帯電話に連絡したところ、
■■■■■ 弁護士から当局に電話するとの回答があったもの。

【応接内容】

(先方)
籠池氏から、貴局に連絡するよう指示があったので電話させていただきました。

(当方)
失礼ですが、■■■■■ 先生が森友学園の代理人に選任されたと考えてよろしいですか。

(先方)
私は、学校法人森友学園の代理人です。

(当方)
本日付で森友学園に到達した、平成29年4月1日付「通知書」において、当局は、国が
H28.6.20付ES第28号「国有財産売買契約書」第26条第1項に基づく買戻権又は同契約
書第32条第1項に基づく解除権を行使する場合、森友学園に対し登記に協力することを求
めています。

つきましては、所有権移転登記に関する打合せを行いたいと思い、日程調整のためご連絡
をしました。

(先方)
この打合せは、国が買戻権又は解除権を行使する前段階の打合せとの理解でよろしいか。

(当方)
この電話により、国が買戻権又は解除権を行使すると意思表示したものではありません。
遅くとも、今週中には打合せを実施したいと思いますので、日程調整をお願いします。

(先方)
本日、籠池氏と協議する事項があるので、貴局から送付のあった通知書の確認と籠池氏の
意向を聞き、打合せに出向くか明日回答します。

以 上

(補足)
・ ■■■■■ 弁護士の所属事務所： ■■■■■
■■■■■
■■■■■
当該法律事務所の得意分野は刑事事件である模様

連 絡 記 録

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 代理人 [] 弁護士 [] 弁護士
連 絡 方 法	受電・架電・来 訪・往 訪
連 絡 日 時	平成29年4月7日（金） 16:00～16:30
連 絡 応 答 者	國富訟務課長、寺本上席、佐藤訟務官、島田法務監査官
件 名	所有権移転登記に係る協力依頼

【応接概要】

- ①国に所有権移転登記を行うよう求めたが、相手方は特別違約金を支払い土地・建物の転売を考えている。
- ②国の要求を籠池氏に伝えるが、回答時期は約束できないとのこと。
- ③主任弁護士（[] 弁護士）は今週月曜日から弁護活動を開始しており、事務量及び問題点を整理中で個々の問題に対応できない状況である模様。
- ④地上建物の所有権については、法的に検討中で結論が出ていない。
- ⑤今後の法人の意思決定は、籠池氏と新理事長（長女）が行う模様。
- ⑥法人の経営状況、[] との関係は回答できないとのこと。
- ⑦国の要求に対する回答がない場合、当方から確認の連絡を行う。

【応接内容】

（当方）

4月1日付で近畿財務局及び大阪航空局から「通知書」を送付し、違約金、延納代金及び延納利息を請求し、あわせて国への所有権移転登記に協力を求めました。

本日は、国への所有権移転登記に関して話をさせていただく。

まず、所有権移転登記の協力について、森友学園の考え方を教えていただきたい。

（先方）

籠池氏は、契約書第35条第2項に規定する特別違約金を支払い、土地・建物を他に転売することを考えているようです。

（当方）

特別違約金については新聞報道では売買代金の3割などと誤った報道もあるが、契約書第35条第2項に規定するとおりである。

（先方）

特別違約金の算定については、契約書を読み込んでいますので承知しています。

転売先の声掛けはあると聞いているが、籠池氏から具体的には聞いていません。

特別違約金については、前代理人からの引き継ぎでは、試算をしたと聞いている。国は特別違約金の額を算定していますか。

（当方）

国は、土地の返還を求めており、算定を考えていません。

（当方）

代理人は3名と聞いているが、役割分担はどうなっていますか。

(先方)

現段階では明確に決めていない。ご承知のとおり、森友学園については現在大量の案件（告訴、告訴対応、府の検査、民事裁判等々）を抱えており、我々も受任して日が浅く
[] 弁護士は4/3から事務をスタート）事案の整理に時間を要している状況です。

(当方)

今回の打合せの趣旨は、国に所有権の返還を求めるということです。

先日送付した通知書にて理解いただいていると思うが、違約金、延納代金及び延納利息の支払い期限は4月21日で、それ以降は延滞金が増加されます。

国に所有権を返還した場合は、延納代金10,613万円の支払いは不要となり、国が返還する売買代金と違約金1,340万円を相殺できる場合もあります。

この旨、籠池氏へ十分説明していただきたい。

(先方)

籠池氏には説明をしますが、国は原状回復を求めないということですか。

(当方)

本日の打合せについては、国への所有権移転登記についてお話をさせていただきたい。

(先方)

国の主張については理解しました。籠池氏に伝えて検討を行います。すぐに回答することはできません。4月21日の回答期限は意識しますが、具体的な回答日を伝えることはできません。

(当方)

- ①今後の法人の代表者は、籠池氏の長女になりますが。
- ②法人の経営の状況はどうか。
- ③ [] との折衝状況はどうか。
- ④地上建物の所有権についてどのように考えているか。

(先方)

- ①新理事長は長女が就任しますが、法人登記は変更未了です。

今後は、籠池氏と二人で意思決定していくと思います。

- ②③については、お答えできません。

- ④地上建物の所有権については、法的に検討中で結論は出ていません。

建物の所有権等の帰属を含めて、これから検討を開始するところです。

国への土地の返還については、即断ができないということをお含みおきいただきたい。

(当方)

回答が来ない場合は、当方からご連絡をさせていただき、再度解決に向けた打合せを行います。

以 上

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 代理人 [] 弁護士
連 絡 方 法	受電・[架電]・来訪・往 訪
連 絡 日 時	平成29年4月11日(火) 10:45~10:55
連 絡 応 答 者	國富訟務課長
件 名	所有権移転登記への協力について

【応接概要】

- ①所有権移転登記を求める国の意向は籠池氏に伝え、方針を検討中である。
(籠池氏の反応については守秘義務の範囲で教えられない。)
- ②建物の所有権については検討中である。
- ③[]に加えて、新たに代理人を選任するかは検討中である。
- ④所有権を移転した後、国は原状回復を求めるのか質問があり、土地の所有権移転登記について結論を出すよう回答した。

(当方)

- ①所有権移転登記を求める国の意向をお話したが、籠池氏には伝達しましたか。
- ②建物の所有件について検討中とのことでしたが、結論は出ましたか。
- ③業務多忙で事案の整理に時間を要するとのことでしたが、他に代理人を選任する予定はあるのですか。

(先方)

- ①国の意向は籠池氏に伝達しました。国への回答期限も含めて検討中です。
籠池氏に伝達した際の反応については、守秘義務の範囲内なので申し上げられません。
- ②建物の所有件については検討中で結論は出ていません。
- ③他に代理人を加えるかについても検討中です。
- ④所有権移転登記後、国は原状回復を求めてくるのですか。

(当方)

国交省から、違約金、延納代金及び延納利息に係る納入告知書を送付していますが、納付期限は4月21日です。期限を経過すると違約金及び延納代金については、延滞金が発生します。まずは、早期に所有権移転登記に協力するか結論を出していただきたい。

(先方)

4月7日に貴局から説明を受けた事項全てについて勘案し、回答期限を含めて検討を行っているところです。

(当方)

貴殿から回答がない場合は、当方より再度連絡します。

以 上

連 絡 記 録

相手方の所属氏名	[REDACTED]
連絡方法	受電・来所・文書・住訪
連絡日時	平成29年4月14日(金) 13:30~13:55
連絡応答者	國富訟務課長、寺本上席、佐藤訟務官、平岡
件名	[REDACTED]からの申し入れについて
4月14日13時30分に訪問したいとの申し入れがあり対応したもの。 [2階第4共用会議室で対応] 【応接内容】 (先方) ・ 今月5日に森友学園を相手に建築請負代金等請求訴訟を起こした。 5月12日が期日であるが、まだ森友学園の代理人を弁護士が受任したとの連絡はない。 先日、府が再度、森友学園が運営する幼稚園に立入検査を行ったとの報道があったが、対応している弁護士は刑事訴訟に対応するための弁護士であると思われ、[REDACTED] ・ 当社は、小学校予定地に入るための鍵を有しており、管理のために常駐もしている。 [REDACTED] 因みに、国は籠池氏と接触はしているのか。 [REDACTED] 今後、買受希望者と会ってもらうことは可能か。 [REDACTED] 検査の状況を教えてもらうことはできるか。	

(当方)

・当方としては当初からお話しさせていただいているとおり、森友学園に対しては、原則、原状回復を求めていくことになる。

本日はお話しとして聞き留めておく。(基本的な国の方針を示しただけである)

・籠池氏との接触といった個別の話にはお答えできない。

・買受希望者との面談要望の件は、現状の国の方針がお伝えしているとおりであり、対応不可。

・会計検査院の状況については、守秘義務もありお答えすることはできない。

(先方)

今回、民事裁判を起こしたことで、森友学園との関係で動きがあると思うので、またその都度相談させていただきたい。

(当方)

繰り返しにはなるが、森友学園に対しては、原則、原状回復を求めていくことになり、相談いただく内容については、お話しとして聞き留めておくこととなる。

以 上

連 絡 記 録

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 代理人 [] 弁護士
連 絡 方 法	受電・ <u>架電</u> ・来訪・往 訪
連 絡 日 時	平成29年4月14日(金) 14:30~14:40
連 絡 応 答 者	国富訟務課長
件 名	所有権移転登記への協力について

【応接内容】

(当方)

4月11日、当方から、国への土地の所有権移転登記の検討状況を照会しましたが、検討中とのことでした。その後、結論は出ましたか。

(先方)

①本日(4/14)、学校法人森友学園の代表者を籠池康博から、籠池町浪に変更する申請を行った。

②国への土地の所有権移転登記に協力するか検討しており、結論は出ていない。

③法人が民事事件担当の代理人を選任するかについても検討中である。

④建物の所有件についても結論が出ていない。

⑤検討中の事項が多く、貴局に回答できる事項はない。

(当方)

当局が4月21日までに、国への土地の所有権移転登記を行うことを提案したのは、4月21日の経過により延滞金が発生するためである。

籠池氏に早期に結論を出すように伝えてほしい。

(先方)

4月22日以降、延滞金が加算されることは十分に承知しているうえで、検討中のため、貴局に回答できる事項はないとお話ししています。

(当方)

来週、当方より再度確認の電話を行うが、籠池氏には早期に結論を出すように伝えてください。

(補足説明)

本日(4/14)、近畿財務局訟務課で法人登記を確認したところ、代表者の変更はなかった。

以 上

連 絡 各 記 録

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 代理人 [] [] 弁護士
連 絡 方 法	受電・ <u>架電→受電</u> ・来訪・往 訪
連 絡 日 時	平成29年4月20日（木） 16:15～16:20
連 絡 応 答 者	國富訟務課長
件 名	所有権移転登記への協力について

【応接内容】

（当方）
国への土地の所有権移転登記について検討中とのことでしたが、結論は出ましたか。

（先方）
今後、法人がとるべき方針を検討していましたが、近々に方針を決定する予定です。
決定次第、国に伝える予定です。

（当方）
国からの提案も含めて検討していると理解してよいですか。

（先方）
当然、国からの提案も選択肢の一つとして、法人の方針を検討しているところです。

（当方）
検討中の事項で、現時点で当方に示すことのできるものはありますか。

（先方）
申し訳ないが、現時点でお伝えすることはできません。

（当方）
[] 弁護士が、国に連絡される時期を「近々」と表現をされているので、しばらくお待ちすることとします。
当方から連絡する必要が生じれば、ご連絡します。

（先方）
了解しました。

以 上

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 代理人 [REDACTED] 弁護士、[REDACTED] 弁護士
連 絡 方 法	受電・来訪・往 訪
連 絡 日 時	平成29年4月21日（金） 16:00～16:50
連 絡 応 答 者	國富訟務課長、寺本上席、佐藤訟務官、島田法務監査官
件 名	学校法人森友学園の民事再生手続の申立てについて

【応接概要】

- ①本日、大阪地裁に民事再生手続の申立て及び処分禁止・弁済禁止等の保全処分命令申立てを行い、保全管理人が選任された。
- ② [REDACTED]
- ③債権者説明会を、H29.4.25(火)に行う予定である。
- ④森友側は、元国有地の所有権を国に移転することに異存はないが、地上建物との同時売却が前提となる。

【応接内容】

(先方)

- ①本日、籠池町浪理事長が来庁すると説明していたが、代理人2名で訪問した。
- ②本日、午前11時、大阪地裁に民事再生手続の申立ておよび処分禁止・弁済禁止等の保全処分命令申立てを行い、足田・團法律事務所所属の足田弁護士が保全管理人に選任された。

籠池町浪氏は、理事長としての法人財産の管理処分権を失い、幼稚園の業務に専念。

- ③本日、17:00より法人の職員に対する説明を行い、18:30よりマスコミ各社に対する記者レクを行う。

4/24 18:00より保護者に対する説明会を行う。

4/25 14:00より債権者説明会を行う。(一般的な説明、今後の日程等の説明。)

- ④本日より一週間後に、民事再生手続開始決定及び管財人が選任されると思われる。

管財人は足田弁護士が選任されると思われる。

- ⑤法人の預貯金は [REDACTED] に差し押さえられていたが、保全処分決定により解放され、幼稚園の業務継続が可能となった。運転資金は十分にある。
- ⑥債権者は以下のとおり。

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

- ⑦以下、本日に至るまでの経過説明。

- ・ 4/8 [REDACTED] 弁護士より、民事事件に係る協力依頼がある。
- ・ 同日、町浪氏及び籠池康博夫妻と面談し、当方より幼稚園を存続させるためには、町浪氏が両親と決別し民事再生手続を行うよう進言した。

それ以来、両親とは面談していない模様。康博夫妻からは苦勞をかけてしまうなどの

親らしい発言があった。

・4/19 理事会での決議を受け、正式に受任した。

(当方)

の反応は如何でしたか。また、地上建物の所有権は森友学園にあると考えているのですか。

(先方)

は債権訴訟を提起することで、当方に法的処理を促し交渉の場を設けようと考えたと思うので冷静な対応であった。

は、地上建物の所有権を主張していたが、当方は容易に回答することができない。管財人が裁判所と協議して結論を出すしかないと思う。

再生のポイントとして、元国有地と建物の売却が進むことで、の債権を圧縮することができれば、幼稚園の従来の教育方針を改めることで170~180人の園児を集めることが可能で、将来収益により債務の支払いができると思われる。

(当方)

国は従前より土地の所有権を移転するよう交渉しており、所有権移転登記に協力していただきたい。

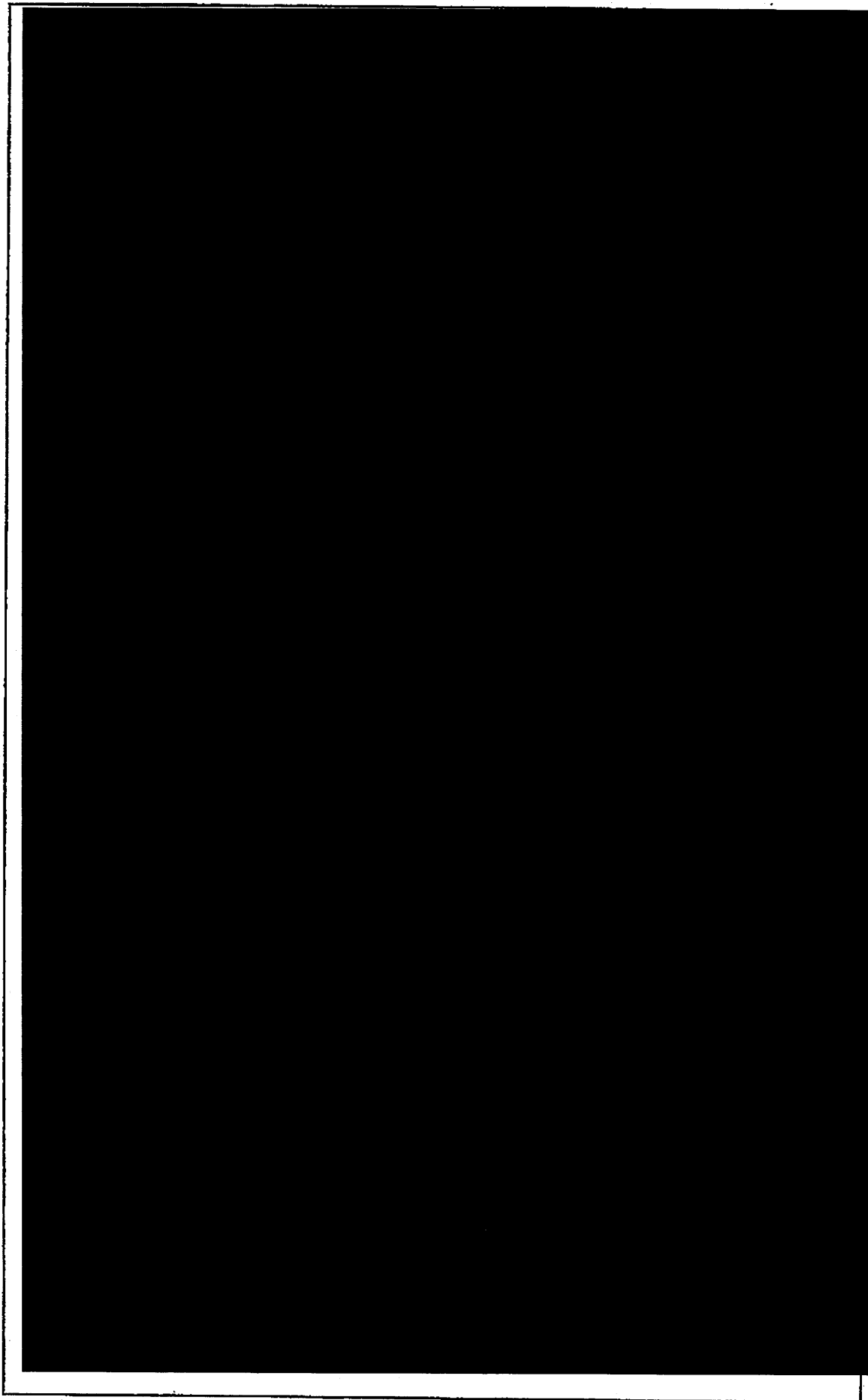
(先方)

森友学園は土地の権利を主張するつもりはない。土地の所有権を国に返還する可能性は十分にあるが、地上建物 どの同時売却は必須事項である。

以 上

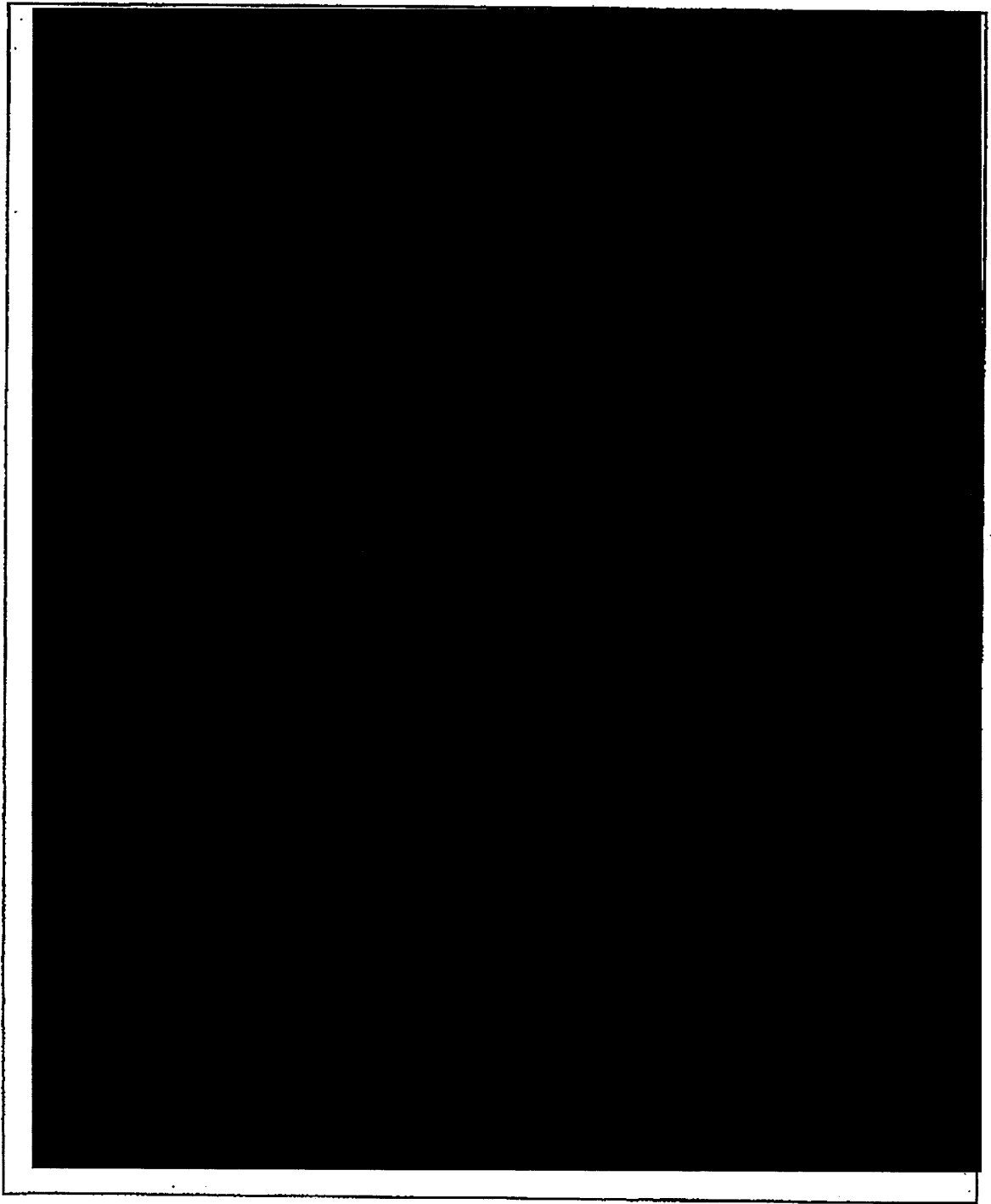
連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・ <u>来訪</u> ・往 訪
連 絡 日 時	平成29年4月24日(月) 15:00~16:05
連 絡 応 答 者	
件 名	



連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・ <u>来訪</u> ・往 訪
連 絡 日 時	平成29年4月26日(水) 15:00~15:45
連 絡 応 答 者	
件 名	

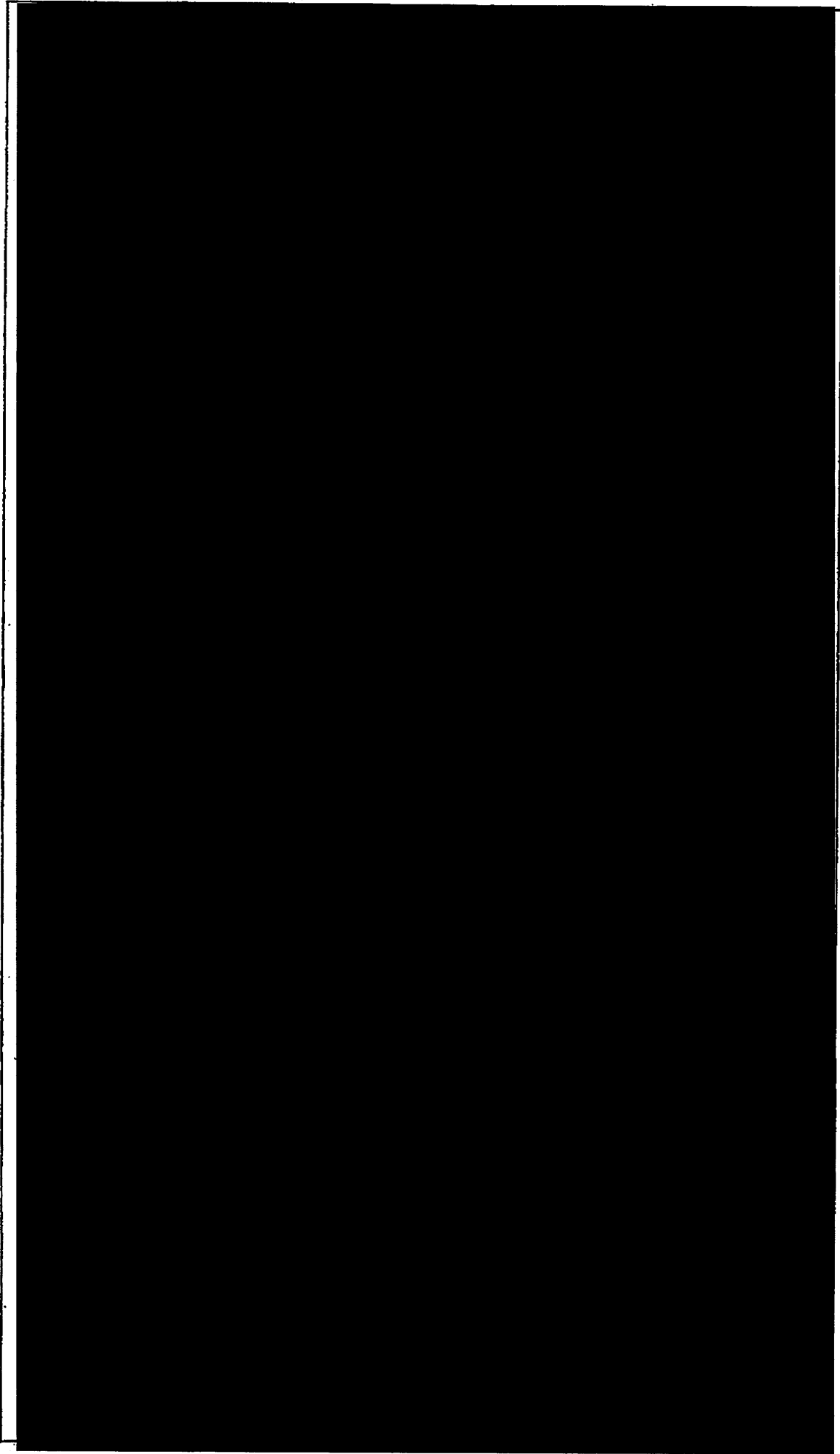


連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・ ☐ 架電・往 訪
連 絡 日 時	平成29年5月10日(水) 13:30~13:45
連 絡 応 答 者	
件 名	

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・架電・ <u>来訪</u> ・往訪
連 絡 日 時	平成29年5月12日(金) 10:05~10:55
連 絡 応 答 者	
件 名	



O

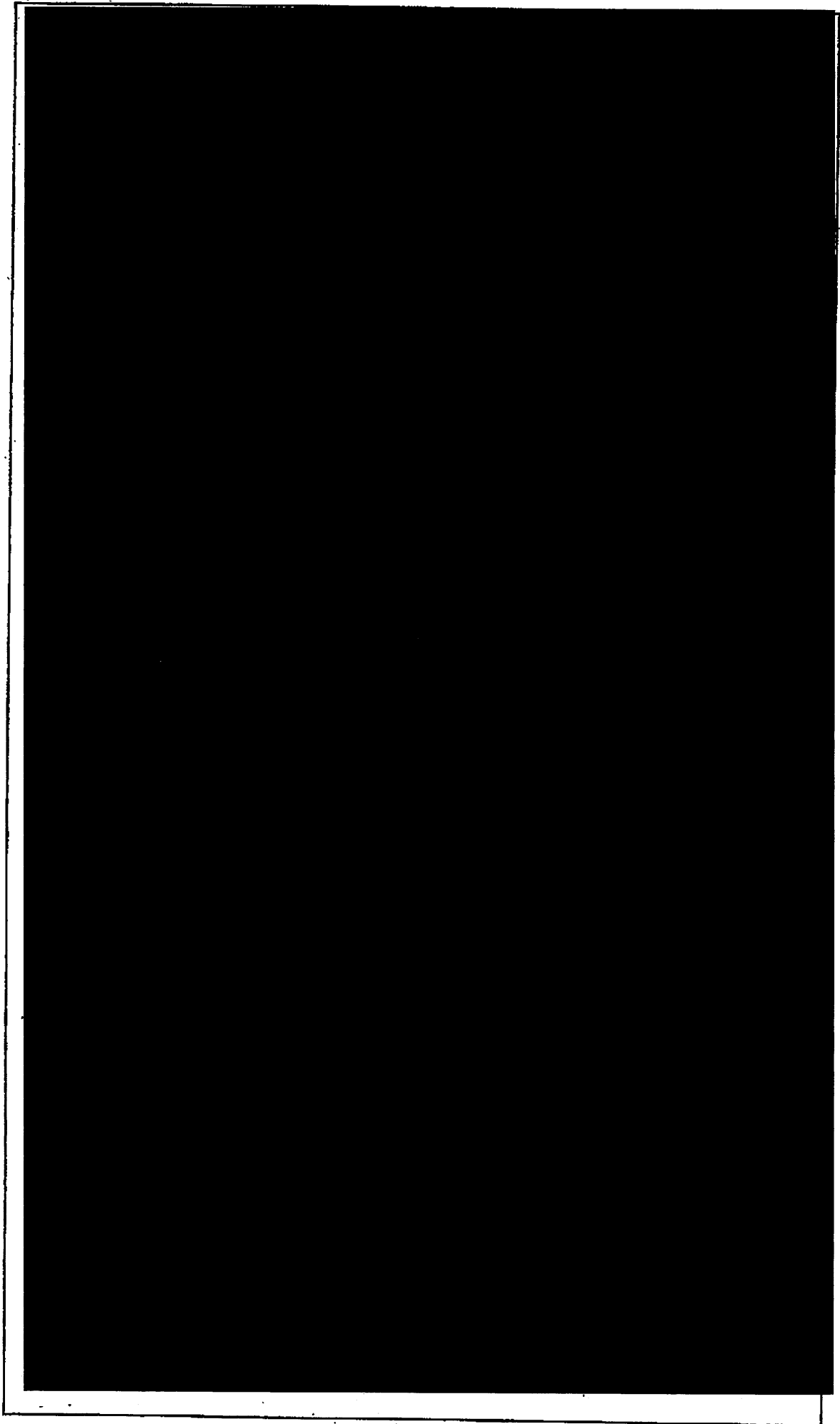
O

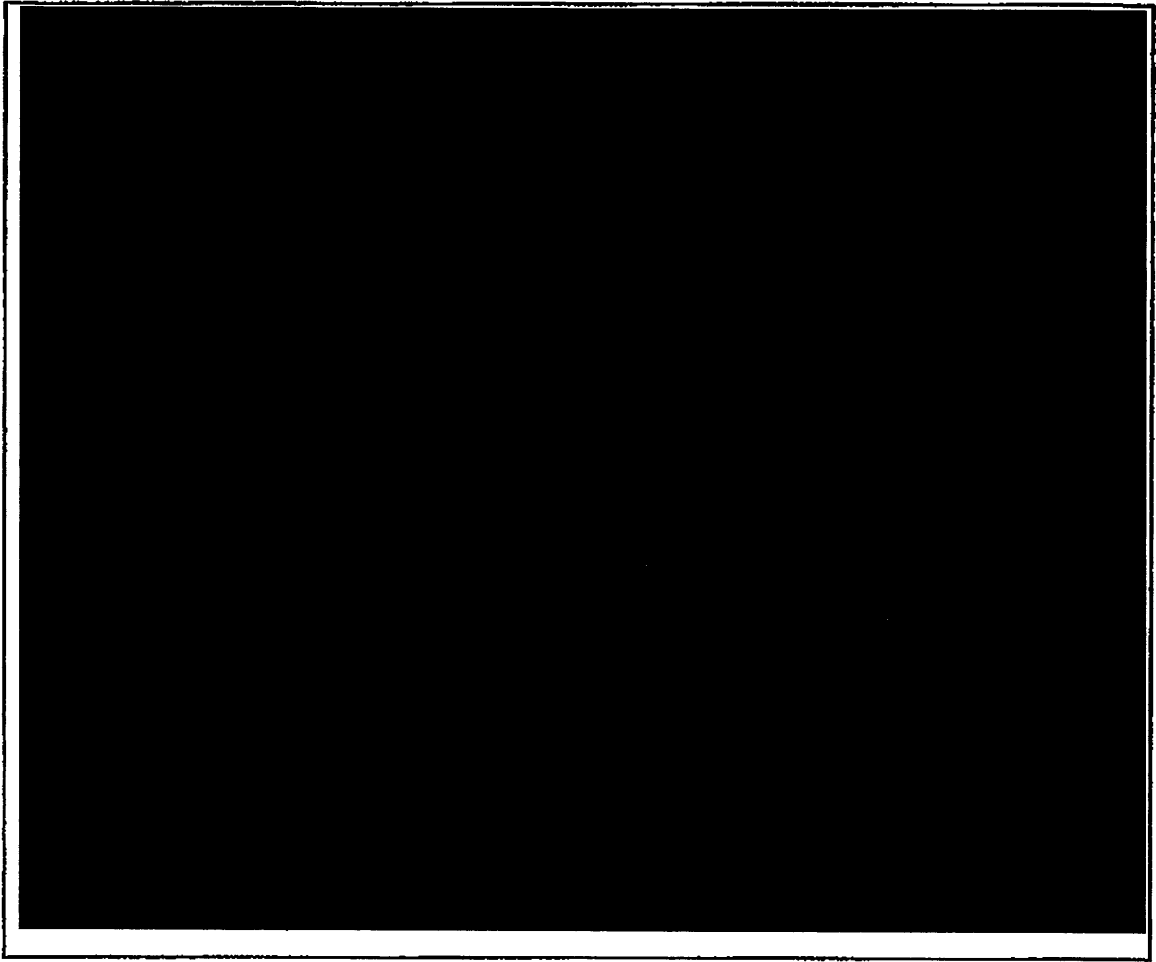
連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受 電
連 絡 日 時	平成29年5月24日(水) 10:30~11:10
連 絡 応 答 者	
件 名	

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・架電・ <u>来訪</u> ・往訪
連 絡 日 時	平成29年5月24日（水） 16:00~17:25
連 絡 応 答 者	
件 名	





連 絡 記 録

相手方の所属氏名	[REDACTED]
連 絡 方 法	受 電・来 所・文 書・往 訪
連 絡 日 時	平成29年6月1日(木) 15:30~16:00
連 絡 応 答 者	[REDACTED]
件 名	[REDACTED]からの申し入れについて

[4階第5共用会議室で応対]

【応接内容】
(先方)

○ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○ [REDACTED]
また、建物存置のまま一般競争入札に付すことは可能か。
当方としては、建物が売却できるのであれば、あらゆる可能性を検討したいと思っている。

○ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○ 建物の売却に向けて何とかしたいので、嘆願書(大臣宛て)を提出することも考えている。

○ [REDACTED]

(当方)

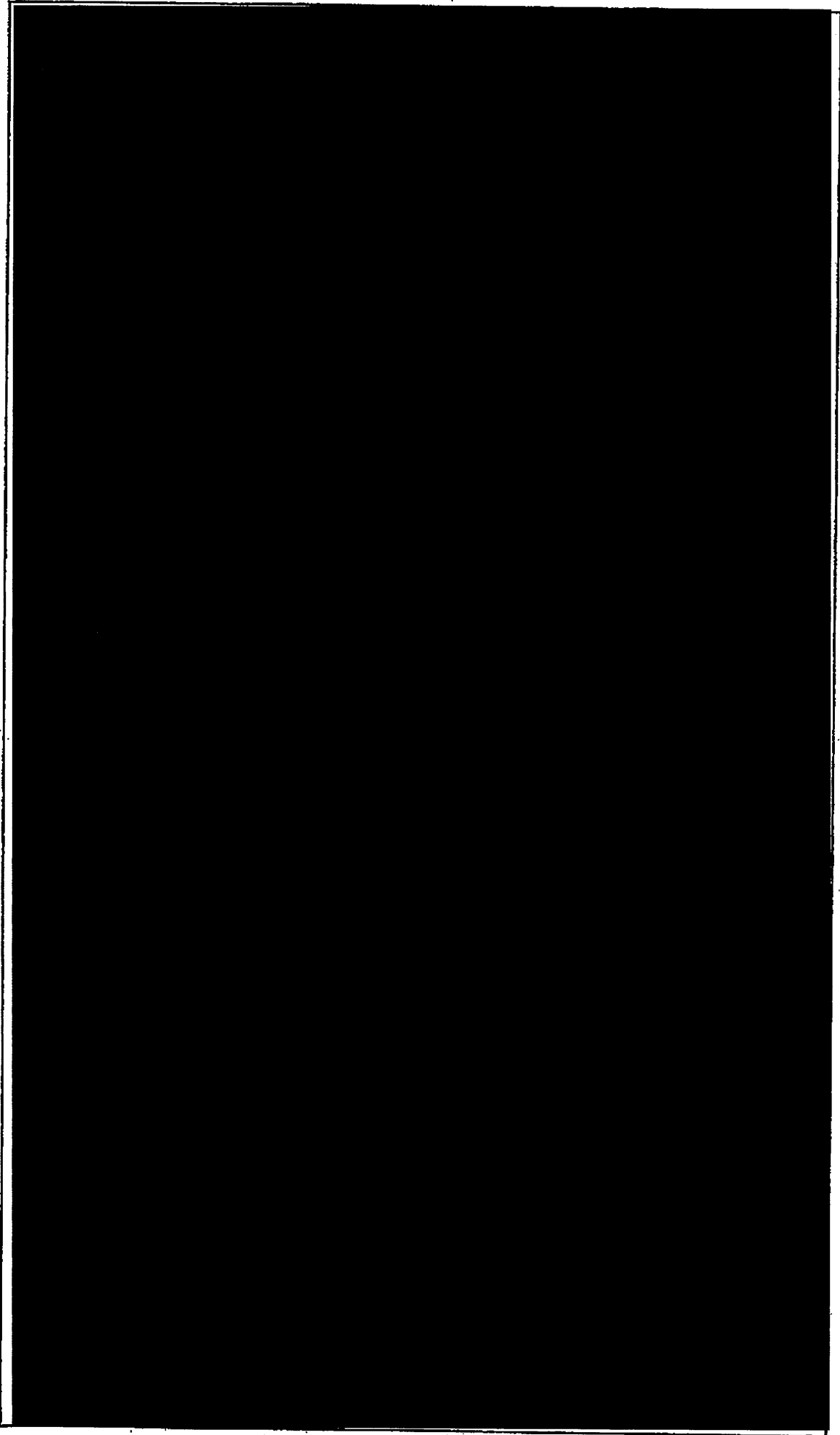
○ 管財人との話については、会ったことも含めお話しできない。

○ 建物については、原則、原状回復を求めていくことになる。
また、森友学園は現在、民事再生手続き中であり、今回あった話については、聞き置きすることとなる。

以 上

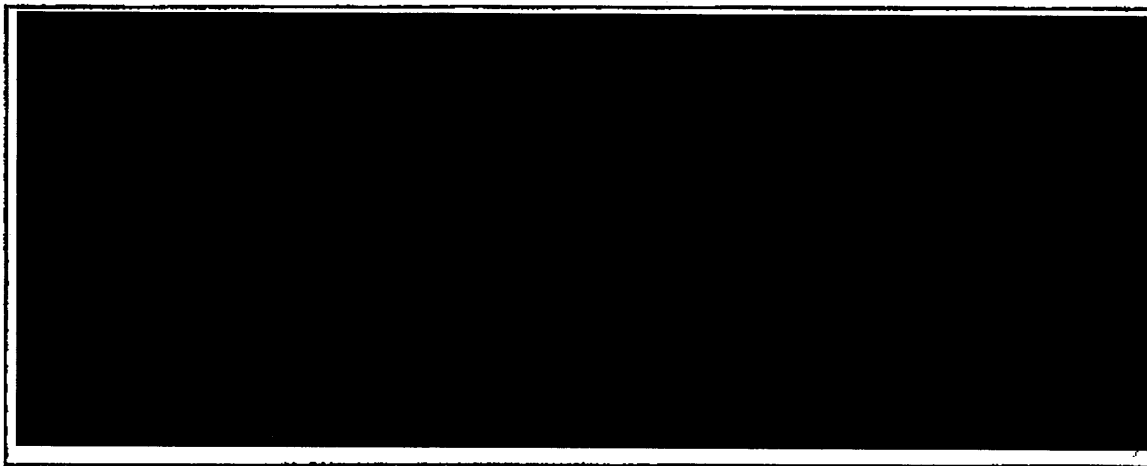
連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・架電・ <u>来訪</u> ・往訪
連 絡 日 時	平成29年6月2日(金) 13:25~14:20
連 絡 応 答 者	
件 名	



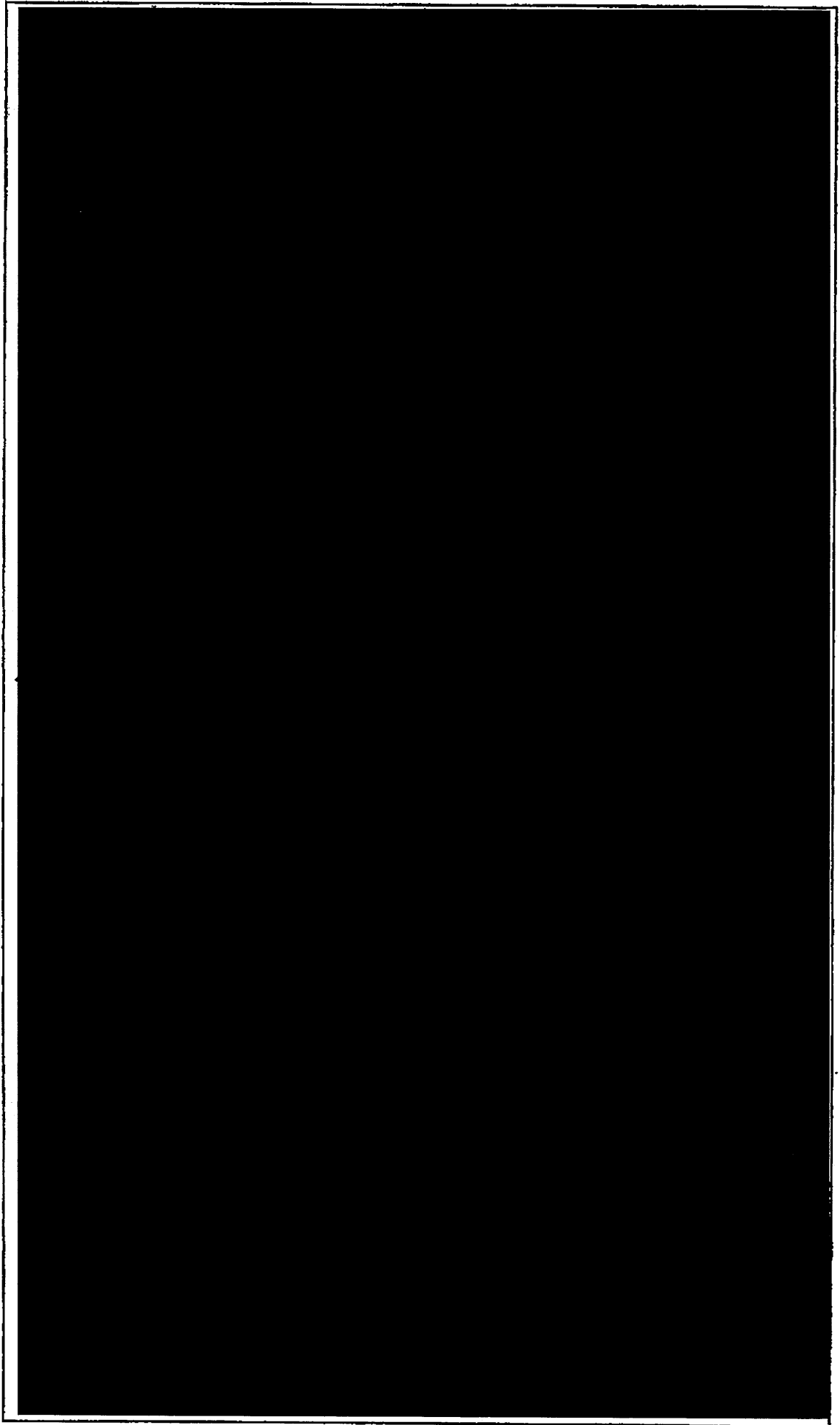
O

G



連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・架電・来訪・ <u>住訪</u>
連 絡 日 時	平成29年6月9日(金) 14:00~14:50
連 絡 応 答 者	
件 名	



連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	[REDACTED]
連 絡 方 法	受電・架電・来訪・ <u>往訪</u>
連 絡 日 時	平成29年6月16日(金) 15:00~15:20
場 所	[REDACTED] 3階第9応接室
連 絡 応 答 者	[REDACTED]
件 名	[REDACTED]と[REDACTED]との[REDACTED]に係る協議について

冒頭[REDACTED]より、[REDACTED]に対し、[REDACTED]
[REDACTED]、本日の協議は
これを伝えるために往訪した旨説明。([REDACTED] については、[REDACTED]より説明)

主な応答内容については、大要、以下のとおり。

【[REDACTED]について】
([REDACTED])
(冒頭の国の説明に対し)状況は理解した。 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 特約(買い戻し)の行使時
期はいつか。

([REDACTED])
決まっていない。

【[REDACTED]について】
([REDACTED])
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

【建物について】
([REDACTED])
今後、買戻権の行使を考えているのであれば、建物はどうするのか。

([REDACTED])
土地の所有権が戻らない限り、検討はできない。

()
なぜ建物に興味を持つのか。

()

この問題については、 が検討していくのか。

()

、 において検討する。

()

最終的に建物はどうするのか。

()

最終的に売却するか否かは が検討していくことになる。

()

の要望としては、外部に売却してもらえたらありがたいと考えている。

()

土地の返還・登記が実現していない現状ではお答えできない。

【相談窓口について】

()

今後、 との弁護士と検討を進めていくうえで、国への連絡はどちらにすればよいか。

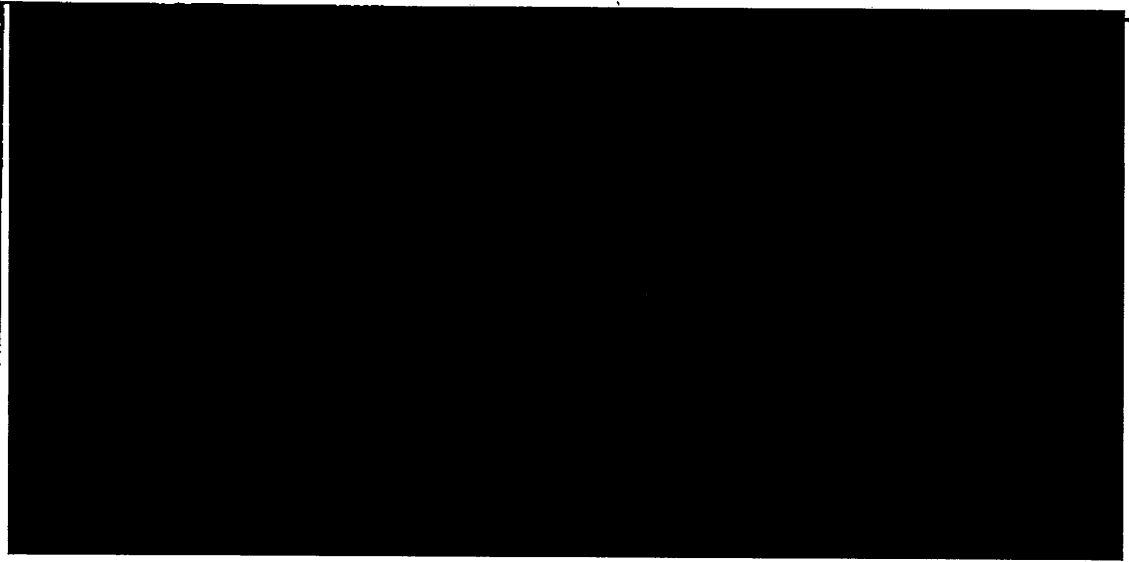
()

については に、買い戻しについては を窓口としている。

(以上)

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・架電・来訪・ <u>住訪</u>
連 絡 日 時	平成29年7月11日(火) 13:50~15:00
場 所	
連 絡 応 答 者	
件 名	



連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連絡方法	受電・来所・文書・往訪
連絡日時	平成29年7月11日(火) 16:30~17:30
連絡応答者	
件名	との応接からの申入れについて
【応接概要】 から以下のとおり申し入れがあった。 ○ ○ 国は、どのような相手方であれば同時売却に応じるのか質問があった。国は基本方針として原状回復を求めていく旨を回答した。 ○ 国が森友学園に売却した約1.3億円が、当該国有地の適正価格と考えているとの話があった。 ○	
【応接内容】 (先方) ○先日、国が土地を買戻したとの報を聞き、今後は是非とも上下(土地建物)一括での処分をさせて欲しいということをお願いに来た。 ○また、先日、国交省航空局参事官からは、当該国有地の管理に関する以下の要望を伺っているところである。国の趣旨は理解するが、当社は国有地の敷地に民事留置権を有していると考えているので、対応については検討中であることをお伝えしておく。 1. 立て看板の設置 2. 鍵の共同管理 3. 現在の管理状況について 4. 国柵の設置 ○なお、現状の管理状況を説明すると、 通風等の確保を図り建物の維持管理をしている。人件費等かかるが維持に必要な行為として実施しているところ。 ○本日、お聞きしたいことは、大前提として、上下一体の売却の話を、何時、何処に、どのような形で折衝すればよいのかということ。 ○ 国の方で望ましい条件等があるのであれば、それを探したい。 また、国が同時売却を進めるに当たって、どういうところが問題となっているのか、というところを知りたい。	

○ [REDACTED]

○ [REDACTED]

○ 先日、再生手続きに関する債権届の締切りがあり、森友学園（管財人）から財産評定書も提出された [REDACTED]

○ [REDACTED]

○ [REDACTED]

○ 会計検査院の検査結果は何時出るかご存知か。その結果として、土地売却価格が適正であったかどうか判断され、適正となれば 1.3 億円が適正価格であると決まるのではないかと考えている。

○ [REDACTED]

○ [REDACTED]

○ [REDACTED]

○ [REDACTED]

○ 昨日、国会で民進党福島議員の質問にあった 194 t の内訳は、建物新築工事に伴って排出された廃材だけでなく、地中ごみ（表層 50 cm 程度に入っていたものだけ（ペットボトル、長靴など）を篩にかけたもの）も含んでいる。しかし、その数量までは把握していない。なお、篩にかけた土は国有地内に仮置きしている。

（そもそも、工事に入る前には地中のごみは前工事業者の [REDACTED] が処分したため、土地内にはごみはもう無いというように聞いていた。ごみの措置について、[REDACTED] からは適切に処分しており、本地内にごみは存在しないと主張され、一方で工事を進めるたびに多量のごみが出てきたため、ごみの扱いについて紛糾した。）

（当方）

○ 国の基本方針は原状回復を求めることであり、この方針に変更はないが、貴社から情報提供があればお聞きする。

○ 本件は再生手続き中であり、基本的には再生債権者同士で協議するより、管財人が調整することが好ましいと考える。

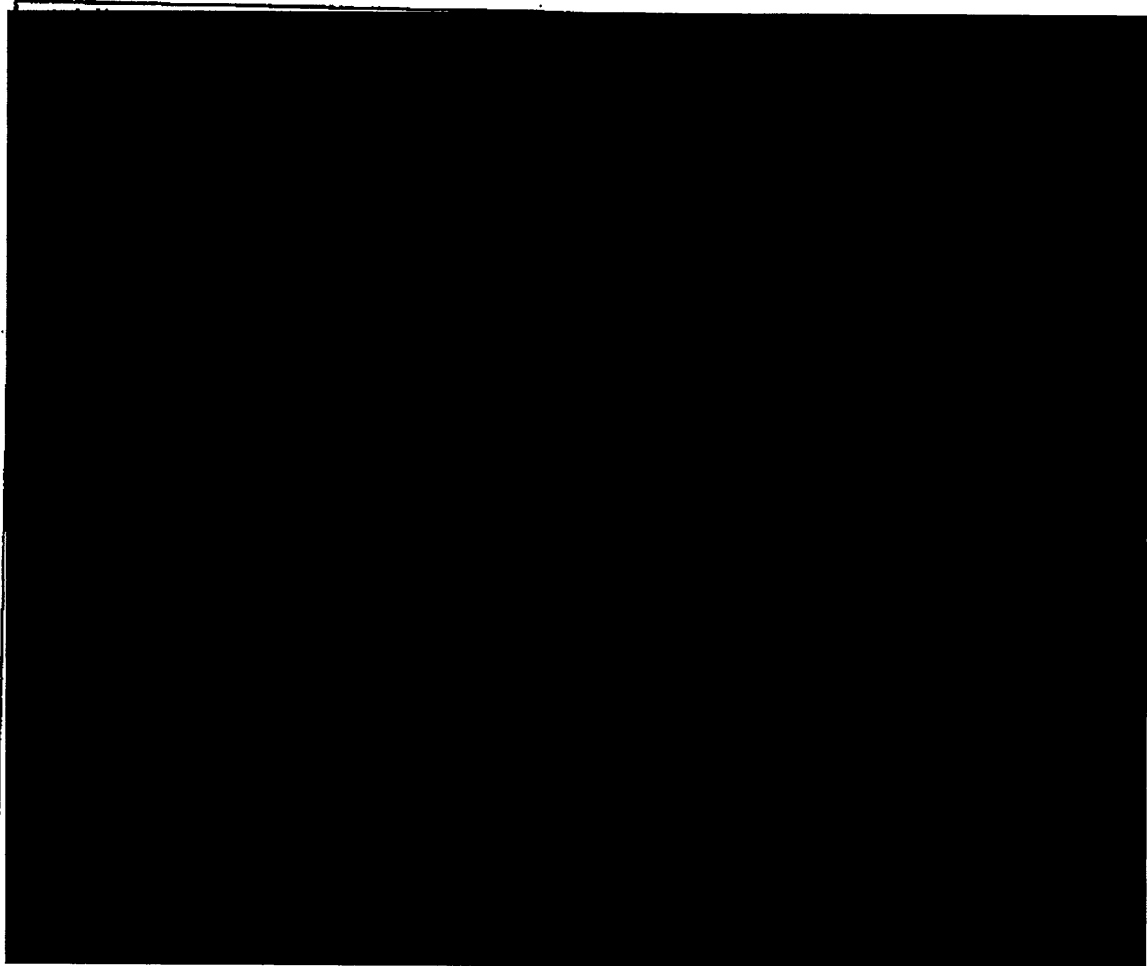
○ 通達上、公用公共用優先の観点から公的取得要望期間を設け、要望がなければ一般競争入札にかけられる場合もある。しかし、この発言をもって、本件財産を一般競争入札に付すと回答したわけではない。（[REDACTED] からは、これは未利用国有地処分の一般的な取扱いであり、本件国有地を一般競争入札に付すと明言したものではないと理解しているとの回答があった。）

○ 会計検査院の検査結果によって、土地の適正価格が決定するわけではない。

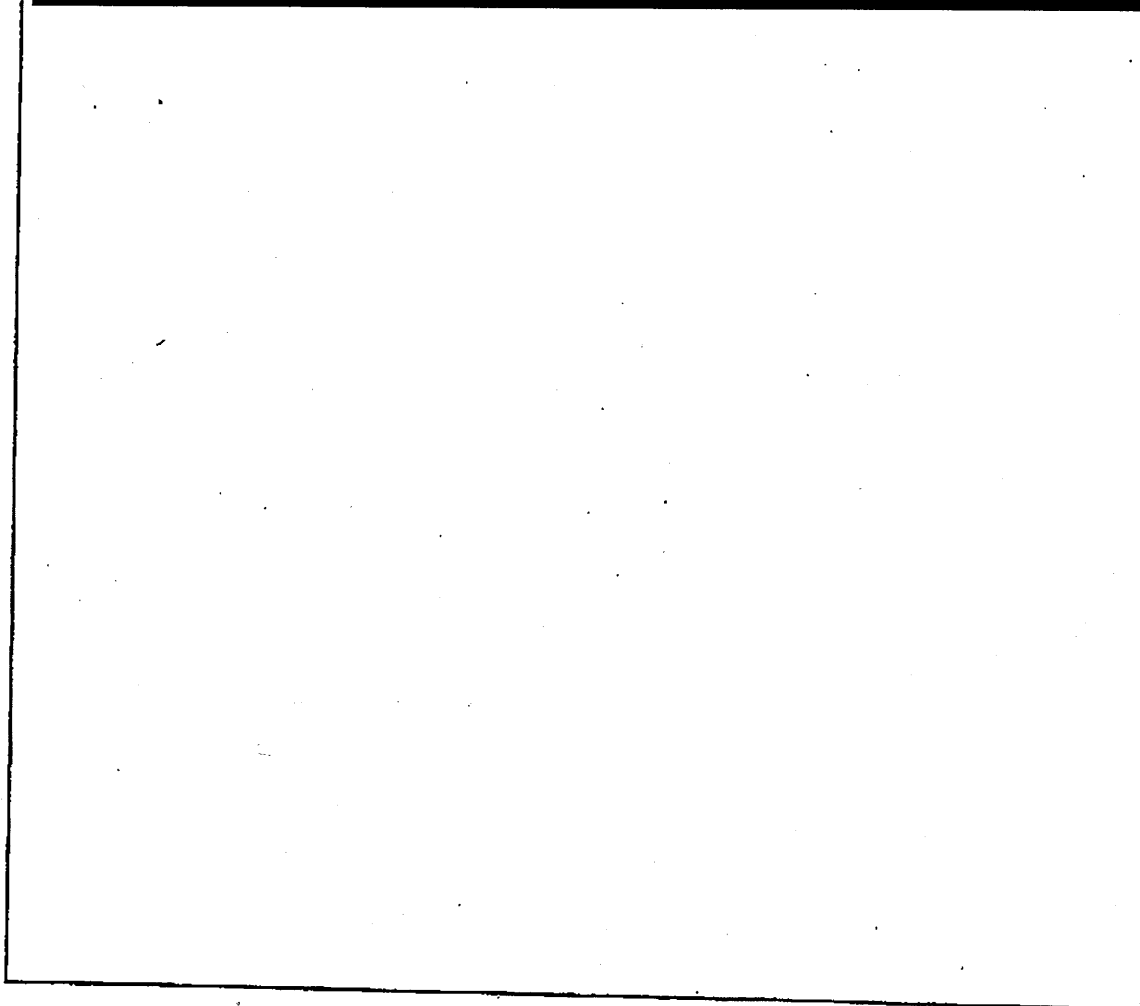
以 上

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	架電
連 絡 日 時	平成29年7月12日(水) 18:30~18:50
場 所	—
連 絡 応 答 者	
件 名	



○



○

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連絡方法	受電・来所・文書・往訪
連絡日時	平成29年7月27日(木) 14:00~14:40
連絡応答者	
件名	の申入れについて

【応接概要】

から、国有地と建物の同時売却を求める「要望書」(4168名分の署名を添付)の提出があった。相手方代理人からは、本件要望書は同時売却を求める財務局への申入れであり、法定な根拠があり提出するものではないとの見解が示された。

当局は、当該要望書を受理しなければならない根拠はないため、受付けはしないが、一旦お預かりする。適宜の時期にお返しすると回答したところ、相手方代理人から理解したとの回答があった。

【応接内容】

(相手方)

- 今後、是非とも早期に土地建物一括での処分をして欲しいということで、4千人分の署名が集まったので、見ていただきたく持参した。
- 当該要望書は法的な根拠があつて提出するのではなく、土地・建物の同時売却を求める財務局への申入れという位置付けである。
- 原状回復という理不尽なことは改めていただき、同時売却による問題解決の可能性を探ってもらいたい。
- 国が未利用国有地を処分をする場合の一般的な手順としては、一定の時間を要するとの話があるが、国の裁量で期間を決められるのであれば、可能な限り処理を早く進めてほしい。
- 土地・建物の同時売却を行う具体的な道筋を教示してほしい。

(当方)

- 当該要望書については、国に受付義務はないため、受付けすることなく一旦お預かりする事とするが、適時の時期に返還するがよろしいか。
- 従前から伝えているとおり、国の立場はあくまで原状回復を求める。しかしながら、管財人にもお伝えしているとおり、管財人から提案があれば前広に話を聞く。
- 国としては、再生債権者同士で協議する問題ではなく、管財人が調整することが好ましいと考える。
- 未利用国有地の処分は、一般競争入札による処分が原則であるが、財務省通達により、随意契約により行うことができる場合が定められている。必要であれば、一般的な話として説明を行う。

○

○

○

(相手方)

○

○

○

○

○

(当 方)

(相手方)

(当 方)

再度お話をするが、国は基本的には原状回復を求めている。また、国が直接売却できる者は通達上に規定されており、貴社が選定した者と随意契約を締結でき得る訳ではない。

なお、本日マスコミ関係者が庁舎前に待機しているが、取材を受けた場合はどのような発言をするのか。

(相手方)

マスコミには、国に土地・建物を第三者に同時売却するよう要望したと発言する予定。
打合せ内容について発言することはない。
今後は、管財人を通じて、土地・建物の同時売却を国に要望していく。

(参考1)

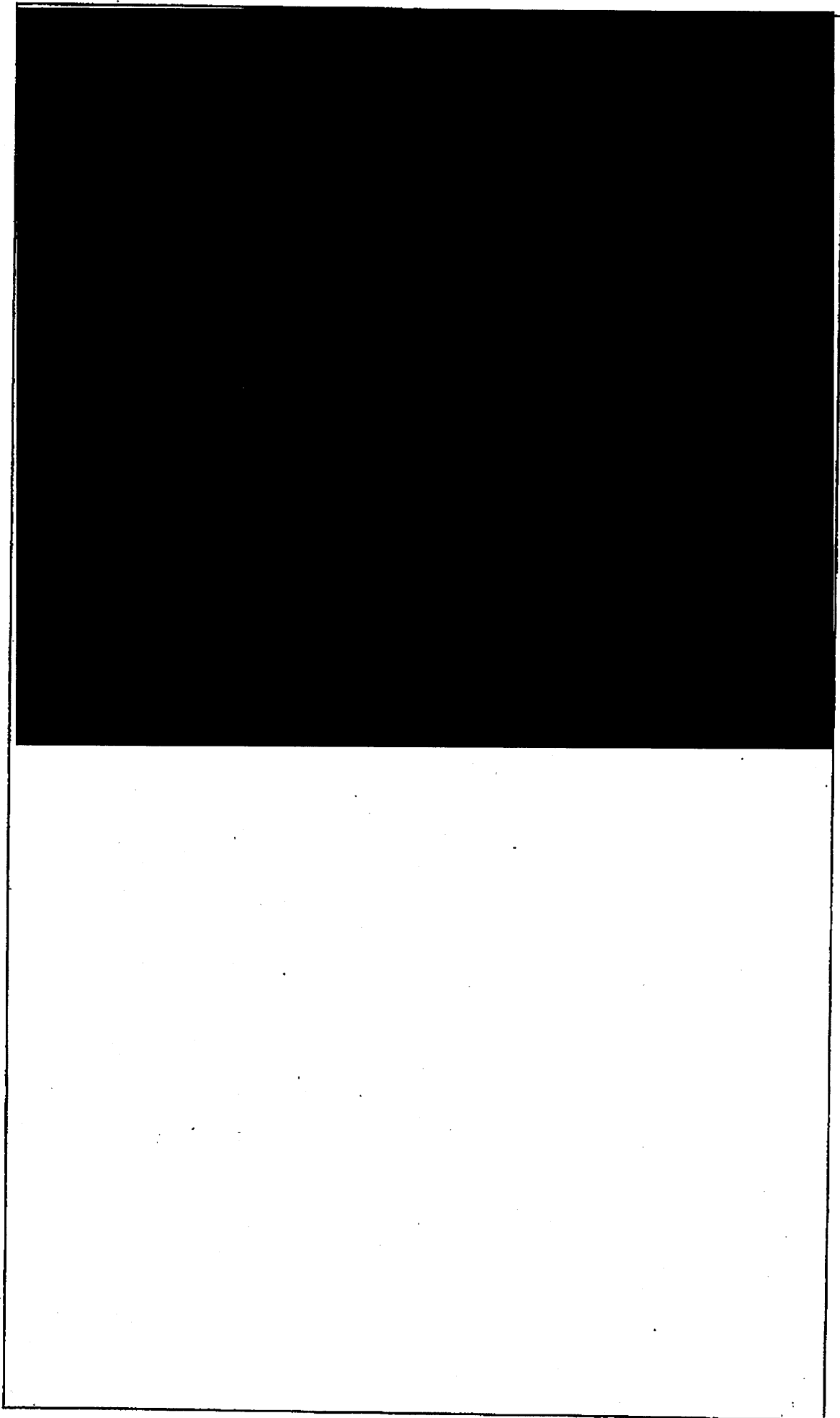
打合せ後、相手方が庁舎を出た際、マスコミ関係者8名(カメラ2台、NHK及び毎日放送)に約5分間取材を受けた。

(参考2)

[Redacted text block]

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・架電・来訪・ <u>住訪</u>
連 絡 日 時	平成29年8月21日(月) 13:55~15:30
場 所	
連 絡 応 答 者	
件 名	

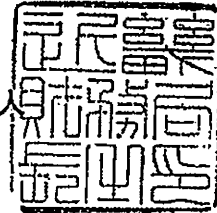


近財統一1第1460号
平成29年11月10日

大阪府中央区北浜2-1-19-802

再生債務者学校法人森友学園 管財人 疋田 淳 殿

近畿財務局長 美 並 義 人



意見書について（依頼）

再生計画案によれば、今後、再生債務者が小学校開設をすることがうかがわれなため、下記行政文書の第三者への開示の可否について御意見があれば、下記期限までにご回答ください。

記

照会文書：小学校の設立趣意書（開成小学校設置趣意書）

提出期限：平成29年11月17日

意見書

平成29年11月14日

近畿財務局長 殿

氏名又は名称

再生債務者 学校法人森友学園

管財人 足田 淳

住所又は居所

大阪府中央区北浜2丁目1番19-802号

足田・園法律事務所

連絡先電話番号

下記の行政文書の開示について、次のとおり意見を提出する。

記

1 行政文書の名称

小学校の設立趣意書（開成小学校設置趣意書）

2 意見

開示に支障はありません。

学校法人森友学園が小学校を開校する事になったことにより、上記文書を開示することにより、学校法人森友学園の正当な利益と密接な関係は存在しなくなりました。

以上

連 絡 記 録

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 管財人 足田・園法律事務所 園弁護士
連 絡 方 法	受電・ <u>架電</u> ・来訪・往訪
連 絡 日 時	平成29年11月16日(木) 15:30~15:32
場 所	—
連 絡 応 答 者	訟務課 寺本上席
件 名	再生計画の際、国が債権届を提出した債権額の公表についての確認
応接内容 (当) 再生計画において国が届け出た債権額については、今後、国会等で質問がある場合等を想定し、公表していくことを考えているが、問題ないか。 (管) 本人以外の債権額を口外する事は問題があると考えるが、本人が届出した金額について口外することについては自由であり、問題ない。 以 上	

連 絡 記 録

相手方の所属氏名	学校法人森友学園 管財人 疋田・園法律事務所 管財人 疋田弁護士
連絡方法	受電・ <u>架電</u> ・来訪・往訪
連絡日時	平成29年11月22日(水) 16:30～16:35
場 所	—
連絡応答者	訟務課 寺本上席
件 名	国が債権届を提出した債権額の公表についての確認

応接内容

(当) 国の債権について、検査報告書において、以下のような記載があることから、問題ないか確認したい。

(要旨)

「国が森友学園に対して有する債権である有益費過払分等と、国が森友学園に対して負う債務である本件土地の買戻しに伴い返還する納付済みの売払代金とを相殺し、相殺した後の差額8,636,327円及び再生手続開始後の延滞金等1,213,311円並びに本件土地の返還に係る原状回復請求権985,540,826円を再生債権として裁判所に届け出ている。」

(報告書)

国土交通省及び近畿財務局は、森友学園の再生手続に伴う再生債権の届出に当たり、国が森友学園に対して有する債権である有益費過払分21,060,000円、売買契約の解除に伴う違約金13,400,000円並びにその他利息及び延滞金2,046,327円、計36,506,327円と、国が森友学園に対して負う債務である本件土地の買戻しに伴い返還する納付済みの売払代金27,870,000円とを相殺し、相殺した後の差額8,636,327円及び再生手続開始決定日から相殺、買戻権の行使日までの延滞金等1,213,311円並びに本件土地の返還に係る原状回復請求権985,540,826円を再生債権として、6月30日に裁判所に届け出ている。

なお、国土交通省は、有益費過払分とその他利息及び延滞金は全額相殺することとし、相殺後の残額8,636,327円は違約金の一部としている。また、上記再生債権のほか、相殺後の残額8,636,327円に係る相殺日翌日から支払日までの延滞金が存在するとしている。

図表2-9 債権の相殺状況

発生原因	債権額 (円)	相殺額 (円)	再生債権 届出額(円)
有益費過払分	21,060,000	21,060,000	0
違約金	13,400,000	4,763,673	8,636,327
その他利息・延滞金 (再生手続開始決定日前まで)	2,046,327	2,046,327	0
合 計	36,506,327	27,870,000	8,636,327
再生手続開始決定日から 買戻権行使・相殺日までの 延滞金等	1,213,311	0	1,213,311

(注) 上記に加えて、相殺日翌日から、再生債権として届け出た違約金8,636,327円の支払日までの延滞金が存在する。

(管) 細かなことまで記載されているようであるが、特に問題はない。検査報告書等への記載ぶりについては了解。会計検査院のHP上の情報からも確認しておく。

なお、本人以外の債権額を口外する事は問題があると考えるが、本人が届出した金額について口外することについては自由であり、問題ない。

以 上

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・架電・来訪・ <u>住訪</u>
連 絡 日 時	平成29年11月30日(木) 14:50 ~ 15:15
連 絡 応 答 者	
件 名	

--

連 絡 記 録 票

相手方の所属氏名	
連 絡 方 法	受電・架電・来訪・ <u>往訪</u>
連 絡 日 時	平成29年12月13日(水) 14:00 ~ 15:00
連 絡 応 答 者	
件 名	

